

# 入管と縁を切りたい!

## —日本国籍確認の斗い—

### 目 次

金鐘甲さんをとりまく運動と裁判の経過	1
書証の紹介	山田一男 9
在日韓国人朝鮮人の参政権運動 III	崔昌華(チオエ・チャンホア) 13
裁判資料(1977 7.12~11.7)	29
原告第四~第六準備書面	
原告側証拠申請	
被告第二~第三準備書面	
新聞資料	49
伊藤弘さんのこと	54
編集後記	56

金鐘甲さんの裁判をすすめる会  
会報 No 4

# 金鐘甲さんをとりまく運動と裁判の経過

## 一、はじめに

この裁判も中盤にかかり、原告の論理も国の論理もあらましは展開されてきました。ここでこれまでの経過をみなおすとともに、新しくこの問題に興味をもたれた方にこの裁判がなぜ始まったのか、今どのように進んでいるのかを、おおまかに述べようと思います。

## 二、金鐘甲（キム・チヨン・カブ）さんに会つて

一九七二年八月二三日、脳卒中の治療のため門司労災病院に金さんが入院してきたのが私たちにとってのこの運動の偶然の始まりだったのです。金さんの状況を調べるために入管の係官が主治医のところにやつてきて、金さんは一九七一年八月六日に退去強制となつており、現在仮放免中の身であることを述べました。それまで大村収容所の問題などに少し関心のあつた主治医が、当時はまだ北九州大学の学生で在日朝鮮人問

題、入管問題などにサークルをつくって取りくんでいた人たちと金さんの退去強制のことを話し合つたことがことのおこりとなつたわけです。以来週一回土曜日に金さんを見舞つたついでに金さんの経歴を聞いたり退去強制をどうして撤回させるなどを話し合うようになりました。一九七三年一一月、「金鐘甲さんを守る会」と名乗るようになり会報として「金さんに自由を！」を一八号までつくりました。

## 三、金さんの経歴

「金さんの経歴」は今まで何回も私たちによつて書かれているのですが、そのつど細部や時期の変更があり、まだ完成したものはありません。金さんが読み書きのできないこともあります。また強制連行の当時全く見知らぬ土地に連れていかれてカレンダーなどを見ることもできなかつたこともありますし、第一三〇年も四〇年も前のことですから金さんの記憶がさだかで

ないところもあります。それに聞きだす私たちの方も闇夜を手さぐりで歩くように、金さんの話を糸口にひとつ資料を調べてはまた新しい記憶をひとつひきだすといったふうで、はなはだ心もとないわけです。しかしこの運動の中で金さんの経歴を聞く時ほど金さんと私たちの間で人間としての星のまたたくような交通をおぼえる時はありません。

一九二〇年一二月二十五日、金さんは朝鮮慶尚北道金泉郡に農家の長男として生まれました。両親とも朝鮮人ですが母は二才の時亡くなりました。一九一〇年以降日本の侵略をうけてきた朝鮮では「土地調査事業」により朝鮮人の多くの土地はとりあげられ、その上残った土地からの少ない収穫も「産米増殖計画」にもとづいて「内地」に奪い去られていきました。そのため一度として腹いっぱい食べた覚えもなく、早くから他の農家に働きに出なければなりませんでした。一九四一年春、ちょうど縁談の話がもちあがつていいた時、突然強制連行の「募集」が来ました。拒否すると父が棍棒でたたかれたのでやむを得ず「募集」されることになり、手足をつながれて釜山へ送られました。そして釜山から下関に船で送られました。一九四一年夏、一九四二年春頃(?)まで千島列島のどれかの島で、菅原組のもとで食べるのもくさつたうどんのようなものをわずかだけで一日の三分の二以上も強制労働させられま

した。その後は宮城県の多賀城で飛行場建設に日本敗戦で解放されるまでこき使われました。解放後は資金もくれずに突然放り出されました。言葉もわからず、働く場所もなく、アメつくり、どぶろくづくり、かつぎ屋などをして精一杯生きてきましたが「違法行為」として刑を課せられました。一九五二年サンフランシスコ条約が日本と連合国側とで結ばれ、その結果日本は独立国家としての主権を回復し、一方在日朝鮮人は日本国籍を剥奪されました。そして外国人に適用される出入国管理令の一年以上の実刑を受けた者は退去強制となるという条項にもとづいて退去強制の身となりました。そして一九五三年一一月大村收容所に收容され、一九五七年五月まで大村收容所で收容所生活を送ることを余儀なくされました。出所後北九州市門司区(当時の門司市)にて沖仲仕等をしてその日暮しを続けていました。一九七一年八月六日再び退去強制が出ましたが仮放免となりました。その年の一二月脳卒中が起きて左半身マヒとなつて浅尾外科に入院し、その後門司労災病院内科に移つたわけです。

四、退去強制処分の取消しと特別在留許可の獲得まで  
「守る会」の活動の主目的は、はじめは退去強制の取消しにありました。この運動を行なう上で金さんの身元保証人である在日韓国人丁さんに迷惑がかかつて

は、ということで保証人を日本人である現在の犬養牧師にかわつてもらいました。そして入院中紛失した外国人登録証の再交付の手続きをすました後に、一九七四年八月五日「退去強制令処分取消しの再審査嘆願書」を出したところ、同年一一月六日予想外にあつさりと「特別在留許可」が出ました。この頃より、次に述べる国籍確認訴訟を起そうかという話も出ていましたので、恩恵としての「特別在留許可」を拒否して在留期間の更新をせず、この方面からも訴訟をもとうという討論もありました。しかし金さんの病状からは二つも訴訟をもつことは無理と考えて「特別在留許可」を受けました。以来一年に一回十月末に犬養さんが市役所と入管をまわって在留期間の更新をしています。

##### 五、一二六号確認訴訟か、日本国籍確認訴訟か

金さんは日本国が自分の一生をめちゃめちゃにしたことになんとかして死ぬ前に公に告発したいといつももらしていました。それは非力な私たちにとって、さしあたつて裁判という形しかないのであろうということになりました。強制連行強制労働そのものを問題にする裁判が金さんの気持の上では直接的に通じるものがあるわけですが、これは現在の法の上では裁判とし得ないことがわかりました。そして、日本国における在留の問題、即ち居住の問題でしか裁判として成立しな

いだらうということになつたわけです。居住の問題となると、外国人としてか否かということがまず問題になります。退去強制など入管令の適用を受けることなく、参政権以外の全ての人権において日本国民と対等に、外国人として生きしていくための居住を実現しようと、いうのが一二六号確認訴訟です。つまり法律一二六号では、戦前から在留する在日朝鮮人には暫定的に在留資格、期間が定められていないわけですが、これを循にとつて戦前から居る金さんには退去強制を適用できないと主張する訴訟です。もう一つの考えは、一九五二年のサンフランシスコ条約の日本国の解釈によつて在日朝鮮人の日本国籍を一方的に剥奪したのは違法であり、金さんは引き続き日本国籍を保有しているから、退去強制も出来ないし参政権を含む全ての法的諸権利において日本人と何ら差別されないと主張を行なおうというものです。これが日本国籍確認訴訟です。私たちの会の日本人は当初ほとんど前者を主張していましたが、一九七四年十月、前から在日韓国人の人権運動と国籍問題を研究してきた大韓基督教会の崔昌華（チオエ・チャンホア）牧師と出会い、つづいて京都で一九六八年以來日本国籍確認訴訟を行なつている宋斗会さんの話を聞き、だんだんと国籍確認訴訟の意見が私たちの中にも増えてきました。しかし私たちの意見はまとまらず、金さんも法律の話で判断がつかな

い状態が続いたのですが、最後は金さんが国籍確認で行こうと決意し、今の裁判の形になつたわけです。そして私たちの会も名称を変更して七五年八月より「金鐘甲（キム・チョンカブ）さんの裁判をすすめる会」と名乗るようになりました。そして会報として「入管と縁を切りたい」を発行し、すでに三号を出しました。

#### 六、この裁判のはじまり

一九七五年八月一一日、原告金鐘甲（キム・チョンカブ）さんは、原告が日本国籍を有することを確認するよう被告日本国に訴状をつきつけました。

「……私は日本国民として生れ、日本国の為に若くして両親と引き離され、強制連行・強制労働によつて日本国に奉仕させられてきた。戦後は一方的に外国人とみなされ、一貫して抑圧と強制を受け、人生を破壊

ジユウリンされ耐え難い苦しみを受けてきた。しかも、

それでもなお日本国でしか生活できない人間にされてしまつた。その私に対して日本国（被告）は退去強制

したり、仮放免にしたり、特別在留許可にしたりしてきた。今私の生涯をふりかえつてみると、私が民族として朝鮮人であることにいささかの疑いもないし、そのことに絶対の誇りをもつてゐる。同時に私は日本国籍を有していると信じております。私自身に対する日本国のこのような扱い方は全く腹立たしいものであり、私は半生をとりかえしのつかないものにしてしまつた。……」と訴状は述べています。「俺は来たくて日本に来たんじゃあないんだ。強制されて連れてこられたんだ。だから日本は俺を最後まで面倒を見るべきだ。」と金さんはいつも私達に言います。つまり、来たくて日本に来たんじゃないが、とにかくこうして日本で生きてきたこれからも居住し続けるからには、日本人と人権の全てにおいて何ら差別されるべきではないしましてや日本から追い出したり出来はしない。日本国籍確認訴訟を起すにいたつた金さんのこのような考えは、名前を日本風に改名し生活様式等の全てを朝鮮韓国風を改めて日本風にするから日本国籍を下さいとう帰化を日本国による同化の手だてとして拒否するという考え方と、まさに根を一つにしているといえます。

#### 七、裁判における原告の主張

国籍の本質は人間がある地域に定住することによつてその社会で築きあげてきた人間的きずなにあるとの考えに立ち、私たちは第一・三準備書面において、日本統治下の朝鮮における出生にはじまり、強制連行・強制労働、解放されて以後の日本における生活、退去強制、大村収容所、門司における生活、退去強制、仮放免、特別在留許可、訴訟とたどつてきた金さんの経

歴を述べました。金さんが自分の意志をこえて日本の社会ときりむすんできた抜き難いきずなを明らかにすることと同時に、この金さんと日本社会とのきずなはまさに日本国によつて否応なくつくり出されたものであることを明らかにしたわけです。第四準備書面において、サンフランシスコ条約にもとづく日本国の在日朝鮮人の日本国籍剥奪の違法性についての法律的意見をはじめて展開しました。

国籍の本質は定住であり、ある個人が定住することによってその社会ときりむすぶきずなの国家による追認が国籍であることを述べ、民族と国籍は区別されることを指摘しました。特に国際司法裁判所の国籍関係の唯一の判決である一九五五年のノッテボーム事件判決を引用し、国籍はある国家との形式的なつながりではなくて「他の国家の住民よりも国籍を与えた国家の住民に一層密接に結びあわされている事実である。」

よりも日本国の住民とのきずなが深いことの意味と国籍との関係を述べたわけです。次にサンフランシスコ条約がその前文で条約の精神とする旨述べた一九四八年一二月一〇日国連第三回総会採択の世界人権宣言第一五条を引用しました。「何人も国籍を有する権利を有する。何人もほしいままにその国籍を奪われ又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」つ

まり、国家による国籍の強制的剥奪の非を指摘したわけです。また領土変更にともなう国籍の変動は、当該国間の条約における国籍変動の明文規定をもつて処理されるのが慣例であること、しかも領土変更のあつた地域の住民の国籍だけが変動するのが慣例であることを述べました。サンフランシスコ条約には朝鮮の主権を代表するいかなる政府も参加しておらず、国籍変動についての明文規定もありません。二条 a 項「日本は朝鮮の独立を承認して……朝鮮に対する全ての権利権限及び請求権を放棄する。」を根拠に「日韓併合なかりせば」という原状回復の思想のもとに、一片の法務省民事局長通達によつて戸籍を基準にして当事者の意志にかかわりなく、領土変更のなかつた地域に定住する在日朝鮮人の国籍を日本国は奪つたわけです。また、条約にもとづいて国籍変動を行なう場合も、近代以後の国際法の歴史の中では個人の人権を尊重して国籍選択制度を採用することが慣例となつてきたこと、特に日本国に於ても一八七五年樺太千島交換条約（日本・ロシア）、一八九五年下関条約（日本・清）、一九〇五年日露講和条約においても領土変更のあつた地域の住民の国籍選択制度を採用しており、一九五二年八月五日の日華条約においても中華民国の国内法による国籍選択制度を条約において追認している事実を述べました。

第四～五準備書面では、一九五二年から行なわれた

日韓会談にふれ、話の主要な内容が在日韓国人の国籍問題であつたことを述べて、今まで秘密にされていた会談の内容を韓国側記録から明らかにしようとしてきました。特にこの点は今まで行なわれてきた国籍確認訴訟の中でもまだふれられなかつたことです。会談において韓国側は在日韓国人の国籍は未確定状態であると主張し、強制退去者は協定の成立までは受け取りを拒否しました。韓国側は国籍の確認についての条項を協定に入れるなどを強く主張しましたが、日本側の強い反対により条約本文には入れることができず、日本国が一方的な行政処置でつくった在日韓人の日本国籍喪失の既成事実を日本の経済的政治的力の前に認めざるを得なかつたわけです。しかしこの会談で明らかなことは日本と韓国が国籍について協議したという事実です。できあがつた「法的地位協定」からいえることは、協定永住許可申請をした人は大韓民国の国籍を有することが確定したことであり、逆に外国人登録証の国籍欄が「朝鮮」となつてゐる人、すなわち金さんのような人はその国籍は依然として日本国籍であるということです。この点について一九六五年一〇月二十五日の法務省統一見解は、国籍欄の「朝鮮」はかつて日本領土であつた朝鮮半島から来日したことを示す用語で国籍を表示するものではないと述べてゐることか

らなおさらです。

第六準備書面では、被告第二準備書面及び乙第三、一五号証の意図、すなわち原告の「違法行為」をあげつらい、経歴も偽つてゐるとして、「悪い朝鮮人だ」という印象を裁判でつくりあげようとしたところを被告側書類に述べられた個々の事実の矛盾からそのウソを明らかにしました。そして、あらためて原告がどのような人間であつたとしても、強制連行強制労働させ、日本国籍を剥奪し、大村収容所に強制収容し、出所後も退去強制などをもつて一貫して原告の一生を破壊ジユウリシしてきした日本国の責任は何一つ減るものではないことを強調しました。

#### 八、裁判における被告日本国の主張

被告日本国の主張はおそらく簡単かつ人を喰つたものといえましょう。金さんがなぜ日本国籍を有しないかについては国側答弁書において簡単にふれていました。「原告が出生とともに日本国籍を有することとなつたことは認めるが、朝鮮籍の日本国民であつたのでサンフランシスコ条約の発効に伴い日本国籍を失なつたものである。(昭和二七年四月一九日付民事甲第四三八号法務府民事局長通達)……」この通達を乙第一号証として提出。「(1)朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、こ

れに伴い、朝鮮人及び台灣人は内地に在住している者を含めて全て日本の国籍を喪失する……」続いて第一準備書面では以下のように展開しています。「このような国際的要因による国籍の喪失問題は関係国間の条約によって定められるのが普通であるが、必ずしも平和条約その他に常にこの点に関する明文の規定があるとは限らない。この場合には合理的に解釈して国籍の喪失を決定しなければならない。」したがって「サンフランシスコ条約第二条a項は、日韓併合により消滅した朝鮮民族国家を復活するために、日本は朝鮮の領土と朝鮮人に対する主権を放棄し、朝鮮にその領土と国民を復活させる趣旨であると解されている。このことから領土変更に伴う国籍の変動は、朝鮮地域に現住の朝鮮人のみでなく、もし朝鮮国家が日本に併合しなかつたならば引き続き朝鮮国籍を保有し、また新たに同国籍を取得したであろう者はすべて朝鮮国家の構成員とし、同時に日本国籍を喪失したものと解するのが合理的である。」

言つておかねばならないことは、「併合しなかつたならば」金さんはこうして日本に定住することもなかつたし、自分の意に反した人生を送ることを余儀なくされもしなかつたということです。これは人のものを強奪してさんざん使いやぶつて後に「さあ元に返したから何も文句はないだろう」という論理だと思います。

第二準備書面では国籍について述べています。「国籍を有することによつて、はじめて特定の国家の所属員又は構成員たる資格をもつのであり、決して個人の生活実体から直ちに資格が生じるものではない。」ここでは、国籍とは国家が認定するものだと、国家主権の論理をはつきりと述べているわけです。この具体例として、ニセ学生が大学の中をうろついて、入学許可を得た学生と同じようにふるまつてもその大学の学生としての地位は確認できないという例をあげて、国籍の本質は定住であるという論をニセ学生の論理ときめつけています。しかし金さんは来たくて日本に来たのではなく、日本国によつて連れてこられたこと、まして何かをすることを目的に来たのではなくここで生活しているのだということを見落すべきではありません。その上、元からここにいるにもかかわらず、後から日本国が勝手に「ニセ学生」に仕立て上げたわけですから、この日本国のニセ学生の論理はまことに品のないものといえます。更にこの書面と乙第三、一四号証の部厚い書類によつて、原告の経歴は裁判に都合よくでつちあげたもので信用できないと決めつけた上、原告にはこれこれの「違法行為」の前歴があるとして、この裁判と無関係のことにもっぱら多くの頁をさいており、原告の印象を悪くしようと露骨に目論んでいるわけです。これが国家の答弁かと思うと、品のなさにボ

ウ然とせざるを得ません。

## 九、今後の裁判の展望

昨年、林景明さんなどの台湾人の日本国籍確認訴訟がバタバタと一審で敗訴の判決を受け、この裁判も裁判長が結審を急いでいる印象を受けます。現在在日朝鮮人の国籍確認訴訟は、京都で行なわれている宋斗会さんのものとこの金さんのものがあります。もとより非力な金さんと私たちが日本国に挑んだところで、その判決結果はみえていよいえましょう。しかし、終生日本国家によつて踏みにじられて生きてきた一人の在日朝鮮人が「死ぬ前にこれだけは言つておきたい」として日本国家にぶつつけた生きた声をこの裁判といふ形でなんとか歴史にとどめたいと思うわけです。今ふりかえつてみれば、この裁判にたずさわっている私たち日本人は、金さんの口から強制連行・強制労働が何であるかを語られるまで、そのことに大した関心をもつていたわけではありません。また、私たちが住んでいるこの社会の中で、私の隣の在日朝鮮人がどのよう生きているのか、法の上でも社会の上でもどのように差別されているかに思ひがつき進んだことはなかつたのです。ましてや国籍などということは海のむこうのアメリカ人かヨーロッパーとつきあう時にしか念头にあがつたことはありませんでした。この裁判にた

ずさわっている日本人にとつて、裁判をすすめることは、否応なく自分の内なる日本国家に一歩一歩と肉迫せざるを得ないことなのです。そして金さんと話している時ふと、「歴史が生きている」のだと思わずにはおれません。そんなわけで、法律の知識のない私たちが弁護士なしで手さぐりで金さんと共に進めている裁判がどれ程日本国家に迫り得るか疑問だとしても、私たちにとつてこれはかけがえのない裁判だと思っているわけです。

一方、在日朝鮮人韓国人にとつて、自分達を踏みつけてきた、そして今もなお踏みつけている日本国の国籍を確認することなどは帰化同様で全く話にならないといつた声も度々耳にします。そんなことより、外国人とはつきりさせた上で公的諸権利（参政権を除く）を日本国民と対等にすべきだという声も多いわけです。しかし、祖国に対しいかなる想いを持つ人も、日本で定住していることは事実だと思います。その定住している地域の住民の当然の権利としての人権をもつていては、まことにその地域に定住するに至つたのは日本國の責任なのですから、この地域に住む人として「日本民族」であれ朝鮮（韓）民族であれ、人権に於て差があるべきでないことは明白であると思います。定住に伴う全ての人権の國家による追認の形が国籍です。在日朝鮮人韓国人の七五%は日本で出生した二、三世

で占められているという事実を考えるとき、民族・祖国についてどのような考え方をもつていようと、この地域に定住する住民としての当然の権利の確認という運動の過程の第一歩として、サンフランシスコ条約による国籍の一方的剥奪という問題はどうしてもつきあたらざるを得ないと思います。帰化が日本国の在日朝鮮人の日本国籍の剥奪という事実の上に築かれた日本国家による朝鮮人韓国人の民族性の剥奪の代償としての「人権付与」であることを考えるならば、このことはあまりにも重要なことだと思います。

ともあれ、この裁判をどのように意義づけたとしている私達は一人の人生も終わりに近い在日朝鮮人の金さん、半身不隨のまま病院で時々私達に難題をつきつけて、「困ったなあ」と私達を思われたり、「君らはあてにならないよ」とばかり叱つたりする一人の人間としての金さんが、日本国家に必死の思いでぶつけた声としてこの裁判に執着したいと思うわけです。

(U・X)

書 証 の 紹 介

山 田 一 男

金さんの国籍確認訴訟のため十六件の証拠を用意しました。雑誌に発表されたもの及び書籍が主ですが、内容的には在日朝鮮人の形成史、即ち金さんが日本に来るまでにどんな歴史を背負っているかをテーマにしているもの、一九五二年の国籍剥奪の国際法的あるいは国内法的な効力を扱っているもの、国籍剥奪が在日朝鮮人の生活にどうかかわっているのかを述べたもの等にわかれられます。今回はその中から田中宏さんの「日本の台湾朝鮮支配と国籍問題」と川上太郎さんの「外国人登録法違反事件鑑定書」を紹介しようと思います。

国籍について日本の権威と呼ばれている人たちは、「國家と個人との間の政治的紐帶である。」とか「最も一般的な関係において人を特定の国家に属せしめる法的紐帶である。」とは説明することがあります。しかしそれ以上内容的検討を加えたことがあります。しかば、「朝鮮及び台湾は条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるのでこれに伴い朝鮮人及び台

湾人は内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」などと日本に住みつかざるを得なくなつた朝鮮人・中国人を全く無視した通達を出す行政ができてしまつた原因はここにあると思うのです。「台湾人と朝鮮人に関して日本国家との関係を考える場合、単に国籍を有すると見るのはなく、そのことがいかなる機能を有したかといふことにより立ち入つて見よう」というのが田中宏さんの「日本の台湾朝鮮支配と国籍問題」のテーマであり、まず参政権と兵役義務について述べられています。

さて、参政権についての戦前の法律は衆議院議員選法（明治二二年）と貴族院令（明治二二年）なのです。が、両法律とも「外地人」についての明文規定はないのです。しかし衆議院選挙には普通選挙実施後、のべ十一名が立候補してのべ二名が当選、貴族院議員については勅選議員として朝鮮人三名・台湾人一名が任命され、投票は朝鮮文字ですることもできました。朝鮮・台湾ではどうだつたかといふと、選挙区が設けられなかつたのでそこに住む人々は「内地人」を含めて参政権の行使はできませんでした。一方兵役義務については、兵役自体高度の忠誠心を必要とするとして、当初兵役の対象とはなつていません。改正徵兵令（明治二二年）には外地徵兵についての明文規定がなく、運用においても適用がありません。明治二年の兵役法

には「戸籍法ノ適用ヲ受クル者……徵兵検査ヲ受クルコトヲ要ス」とあります。当時内地には戸籍法、朝鮮には朝鮮民事令と、異なつた戸籍制度が施行されていましたから、徵兵制度に関しては属人的運用がはかられていたということができ、選挙制度とは対照的です。

ところが中国侵略の拡大とともにこの法律は限定的字句が削除され、すべての「帝国臣民」に適用されることになります。（昭和一八年）一方、選挙制度についても手直しが行なわれ、貴族院令には「朝鮮及び台湾ニ在住スル満二十才以上ノ男子ニシテ名望アルモノヨリ勅任セラレタルモノハ議員タルヘシ」との項が加えられ、昭和二〇年四月朝鮮人七名・台湾人三名が選任され、衆議院においても朝鮮及び台湾に議員定数が設けられるところまで状況はすんだのです。従来日本政府は朝鮮人・台湾人が日本国籍を有していた事実を認めながら、「戸籍上は全く異なつた取扱いをしていた」ことを理由に国籍剥奪を合法化しようとしてきました。今回の裁判の中で國側は「（原告は）その生活の実体こそが国籍の具体的な内容つまり中味であるからその中味のある原告は日本国籍を有すると主張しているものである。……生活実体といふ結果から日本国民たる資格といふ原因を招來するためにはわが国籍法は帰化という方法を予定している。」などと私達の主張を曲解しています。しかし先述の事実からは、

金さんが単に長期間居住しているのではないこと、戦前は「完全な帝国臣民」としての権利（かどうかわからませんが）を有し、義務を課せられていたことが明白かと思います。このことについて田中さんは「要するに日本国籍を有するということは約半世紀に及ぶ植民地統治過程において兵役義務もまったく一律に課せられるところまで及んだことに象徴されるように名実ともに『帝国臣民』としてその国策に全面的にかり出されることを意味したのである。」と書かれています。

田中書証はその後、それほど密接なきずなを強制した朝鮮人台湾人に對しポツダム宣言受諾後日本政府がどのような態度で接したかを述べています。以下抜われている事象をぬきだしておきます。

一 ポツダム宣言受諾以後の諸侧面として

- 1、国政参加権のその後について、
- 2、戦前の兵役義務の事後問題としての戦犯の処理及び戦争犠牲者援護における朝鮮人台湾人の処置について、
- 3、中国及び朝鮮における国籍の回復措置について
- 4、当事者である朝鮮が参加していない平和条約の効力について、
- 5、憲法に反する戸籍主義によつた国籍処理通達に問題はないか

なお、「日本の台湾朝鮮支配と国籍問題」は『法律時報』四七巻六号に書かれたものです。

「川上太郎鑑定書」は京都で日本国籍確認訴訟を起している宋斗会氏が「外国人登録証明書」を法務省前で焼却したため外国人登録法違反として起訴公判中の事件の弁護側鑑定書です。川上太郎さんは福岡大学教授、神戸大学名誉教授で、鑑定に付されていることは次の二点です。

一 サンフランシスコ条約第二条a項は、民事局長通達（昭和二七年）第一項「朝鮮及び台湾は条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い朝鮮人及び台湾人は内地に在住しているものを含めてすべて日本の国籍を喪失する」と述べる如く、国籍の変動に関する規定とみなしうるか。

二 国籍喪失は、右条項によりそのうち在日朝鮮人に關して、妥当な解釈といいうるか。

ここでサンフランシスコ条約第二条a項といいうのは「日本国は朝鮮の独立を承認して……朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」という項なのですが、内容に立ち入る前に問題となつている民事局长通達の第二項以下をひいておきましょう。

「二 もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも条約発効前に内地人との婚姻縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは内地人であつて、

条約発効後も何らの手続を要することなく引き続き

日本の国籍を保有する。」

「もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じた者は、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。」

鑑定書は、鑑定事項を考察する前に、国籍に関する国際慣習のうち国籍の決定、つまり自国民の範囲の設定は国内管轄事項として国際慣習も認めていたとした上で、領土主権の変更が被併合地の住民の国籍にどのような影響を及ぼすかについては、「確立された国際法の原則は未だ存しない」との立場を明らかにしています。

さて、川上さんは鑑定事項一について、サンフランシスコ条約が「日本国は朝鮮の独立を承認し」と述べているのは朝鮮の領土及び住民の日本国からの分離独立を意味し、「朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とは領土及び住民に対する支配の放棄を含むと解され、この支配の放棄のうちには日本国籍の放棄も含まれると解しなければならないから、サンフランシスコ条約第二条a項は国籍の変動にも関係ある規定と解せるといいます。また、サンフランシスコ条約には直接国籍の変動について定めた条項のないことにふれながら、それでもボツダム宣言の受諾及び

サンフランシスコ条約前文の精神からいえば、国籍変動は窺い得るとしています。しかし『私としては』と断つて、朝鮮人は内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失するが、その際自己の意思により日本国籍を留保する自由か、一旦喪失した日本国籍を一定期間の内は回復できる余地を与えるべきだと述べられています。なぜならカイロ宣言には英・米・中国は「朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものとする決意……」とあるところ、朝鮮人民をその解放後も日本国籍にしばりつけておくことは奴隸状態の継続に他ならず、さりとて日本がその目的の実現を宣言した世界人権宣言には「すべての人は国籍をもつ権利を有する」「何人もほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」とあり、一律な日本国籍の剥奪はこれに照らして許されることではないのですから。

川上さんは鑑定事項二、在日朝鮮人については妥当な解釈とはいえないとしています。それは以下の四つの理由によっています。

「通達は在日朝鮮人はすべて日本国籍を失なうとありその者が朝鮮国籍を取得することを条件としているので、無国籍者を生ずる恐れがあること。

「在日朝鮮人がその意思にかかわりなく日本国籍の喪失を強制される点で世界人権宣言の目的に反すこと。」

三 通達の是認している戸籍主義は憲法と相いれないこと。通達はもと朝鮮人であつた者でも婚姻や養子縁組で内地の戸籍に入つた者は、現憲法施行以後のことでもひき続き日本国籍を保有するとしています。戦前は「内地」、朝鮮、台湾に独立した戸籍制度が施行されており、戸籍間の移動は禁じられていましたが、婚姻や養子縁組の事実があれば妻は夫の戸籍に従い子は父母の戸籍に従つて戸籍を移動していました。戦後、個人の尊嚴と両性の平等を定めた憲法

と。通達はもと朝鮮人であつた者でも婚姻や養子縁組で内地の戸籍に入つた者は、現憲法施行以後のことでもひき続き日本国籍を保有するとしています。

四 通達の解釈によれば、内閣が締結権をもつ条約によって日本国民の国籍の喪失を定めることができます。これは「日本国民たる要件は法律で定める」とした憲法十条に抵触します。

## 在日韓国、朝鮮人の参政権獲得闘争 3

崔 昌

チオエ

チャン

ホア

六。

立華

参政権獲得闘争をはじめて二年九ヶ月の歳月が流れた。この問題を提起した当初からみれば相当の進展をみることができた。一九七七年一一月二四日毎日新聞の朝刊「記者の目」（永守良孝記者）「名前を正しく呼ぶこと、それは人権の問題」という記事が一面に書かれ、写真に「在日韓国人朝鮮人の参政権を認めよ」という横幕が大きく写っていた。そして韓国の朝鮮日報社発行の「週刊朝鮮」の一面にこの「記者の目」の記事が全文翻訳掲載された。

二四条により妻の国籍の得喪は夫から独立するようになりました。それにも拘わらず通達は現憲法施行後も旧制度運用を認めているわけです。

在日韓国人朝鮮人が人権意識に目覚め、参政権獲得闘争に一人々々加わってきている。日本政府の同化政策により人間性が破壊され、民族性が喪失せしめられる帰化に絶対反対し、共に参政権獲得闘争に参加すべきである。

### 一、参政権と定着

最近アメリカから送られてきた「ロゴスーキリスト教と世界」（一九七七年一二月第一巻一号）の「韓国

人のアメリカ社会定着と教会の役割」（ソン・ミヨンゴル）を興味深く読んだので、その最初の部分を翻訳（帰化人も含む）と結婚した人数が半数近くなつた。これを定着を如実にあらわすものであるとともに、現招介しよう。

「まず『定着』の意味を定義し、韓国人がこの地に定着するにあたり教会の役割がどのようなものであるかを考えたい。

経済的には、移民した韓国人がアメリカで生活を安定させ住所を定めることを意味し、政治的には、アメリカ市民となり全ての投票権を行使し私達の意思を反映させることができ国会や公務員の地位につくことを意味し、社会文化的にはアメリカのどこでも疎外感や違和感を感じないことを意味するとみるとみることができる。」

戦後三二年が過ぎた今も在日韓国人朝鮮人は自分の意思を表明する投票権がないわけである。近代社会は政治が全てを支配するといえるにもかかわらず、その政治に対し一言も発言権がないということは、ドレイであるといつていいくすぎであろうか。

日本で生まれた二世三世が年を追うにつれて増加している。一九七四年の統計によると日本生まれが七五、六%である。一九七八年にはほぼ八〇%に達したと思われる。この率は今後急速に増加するであろう。結婚についてみると、一九七三年度の韓国人の結婚総数が七四五〇組、そのうち韓国人同士の結婚三七六八組、

配偶者の方々が日本人三五七六組である。日本国籍者（帰化人も含む）と結婚した人数が半数近くなつた。これは定着を如実にあらわすものであるとともに、現状では同化につながるものであるといえる。

在日韓国人朝鮮人の税負担は年間約一五〇〇億円であり、それに対する見返りは年間六〇億円の生活保護費だけである。この生活保護費も法的には権利としてもらえるものではない。入管令によれば生活保護受給は退去強制事由に該当するのである。小生は一九七六年度に所得税一七一九〇〇円、固定資産税六〇〇七〇円、市・県民税九九二九〇円、合計三三一二六〇円の国税・市県民税を納めた。いくら考えても税金を納める気にならなくて、期間に遅れて一一〇〇〇円位の延滞税まで払わされた。一九七八年三月一三日納税申告をしたが、どうしても賦におちない。税金ばかり、義務ばかり負わされて投票権ももつていないと、自分自身でいくら考へても納得がいかない。誰か納得できる論理があれば聞かせてほしい。

在日韓国人朝鮮人はこのような理不尽な法制に対しても憤りをもたなければならぬ。同化教育により同化された自分から自己をとりもどし、人間性を回復し、朝鮮人も人間であると宣言し、人間としてもつ基本権利獲得闘争に加わらなければならぬ。

## 二、福岡県、県営住宅入居資格を認める

とで合意した。

一九七七年五月一七日、福岡県との第七回交渉において深く印象に残つたのは、「県に金はあるが児童手当は出せない」という発言であつた。「児童手当は国

の制度だから地方自治体独自で実施するわけにはいかない。」といふ。最初は県側代表の失言かなあと思つたところ、新聞報道によると県は一九億円の黒字といふことであつた。「朝鮮人から税金は差し押えしてでも徴収するが児童手当は支払わない」という論法である。

一九七七年九月一日、在日大韓基督教福岡教会堂において、△在日韓国人朝鮮人の参政権を含む人権闘争二周年、関東大震災朝鮮人虐殺五四年、九・一集会△をもつた。約三〇名が集まつた。北九州市・福岡県との交渉経過報告、人権関係の裁判経過報告があり、金得三（キム・ドクサム）牧師と犬養光博先生の関東大震災と朝鮮人についての講演があり、その後参加者一人々々の意見発表があつた。この集会の一環として、県当局との第八回交渉をもつた。県側は九月一日の意味も理解せず、前もつて連絡していたにもかかわらず場所設定もしていなかつたので、県の涉外課に一時間三〇分座りこんで県の態度に強く抗議した後、九月中旬に前向きの回答ができるので日程を連絡するというこ

の県営住宅入居資格を認めると新聞発表するとともに通知がきた。しかし制限事項があつた。連絡してきた内容は次のようなものである。

「外国人の県営住宅入居について。

昭和二七年四月二八日（平和条約発効日）に日本の国籍を離脱した者で昭和二〇年九月二日（ボツダム宣言受諾の日）以前から引き続き本邦に在留している者及びその直系卑属で本邦で出生し引続き在留しているものについては県営住宅に入居することができる」と

したい。実施は昭和五二年度建設県営住宅からとする。」

一九七七年九月二二日、福岡県との第九回交渉。県側五名、私達は九名が出席した。

(1) 県知事の出席について

県知事が直接在日韓国人朝鮮人の声を聞くべきであるとして、次回交渉に出席を要求。

(2) 県営住宅入居資格について

制限事項撤廃を強く要求した。現在の在日韓国人朝鮮人の実態を説明したのに対し、県側は運用面において配慮すると答えた。

(3) 児童手当について

県は、国の制度なので今後も続けて国側に働きかけると説明。これに対し、子供の成長、教育にかかる

ことなので、もつと人間味のある、暖みのある地方自治をせよ、県は黒字で金は充分にあるのではないかと、独自の実施を強く要求した。

#### (4) 参政権について

県としてははじめて選挙関係の担当者である地方課長補佐松本氏が出席した。しかし代表が出席したにもかかわらず勉強不足が目立った。歴史的経緯はもちろんのこと、戦前の帝国憲法下における選挙権の有無、国会、県・市会議員に朝鮮人がいたか否かもはつきり知らなかつた。民主主義国家になつたとたん、私たち在日韓国人朝鮮人の意思とは関係なく参政権が剥奪されたこと、このことが民主主義の理念にかなうかどうかを問うた。県の代表は、個人としてはよくわかるが国の基本制度なので法律で決められており、県の段階では与えることができない、国側や国会についてほしいと述べた。これに対し、今の選挙法は不条理であると代表者自身が認識し、それを変えねばならないという意識ができたとき、即ち市民県民の意識が変わるときはじめて法律がかわるのである、そのためこのよううに時間をかけて話し合っているのだ、と述べた。参政権について結論的なことを話し合うことができた。次回もつとつこんだ話し合いができると期待する。

一九七八年二月二一日、福岡県は三月一二・一八日までの県営住宅入居申し込みに在日韓国人朝鮮人を含

めると発表した。

### 三、北九州市、市営住宅入居募集

一九七七年八月二六日第一九回交渉。市側は総務局長以下七人、私達は六人が参加。

#### (1) 市営住宅入居について

市は一ヶ月募集から入居できるように議会と相談の上すすめる、住宅の継承問題は複雑なので今後建築局と相談して協力を求めたい、と答えた。

#### (2) 児童手当

この回の交渉はこの児童手当に重点をおいて話し合つた。国の制度云々とせずに地方自治体として真剣にとりくんでほしいと要求した。

#### (3) 参政権

総務局長が、個人的にいろいろ勉強し学ぶために崔（チョエ）さんと話したいと言つた。

#### (4) 次回の交渉について

総務局長と連絡をとり、三ヶ月に一回位話し合いをもつこと。「入管と縁を切りたい」二号三号を田原総務課長に渡した。

一九七七年一二月一七日、第二〇回交渉。総務局次長新任の挨拶。田原課長と崔昌華（チョエ・チヤンホア）牧師、金栄植（キム・ヒヨンシク）牧師、重富先

(1) 市営住宅入居について

一二月一二日市議会に報告した内容に県と同じ制限事項があつた。これに對して基本的に撤廃してほしいと要求。又、交渉の過程でこのことについて話し合いがなかつたではないかと指摘した。市は運用の面でいろいろ考慮したいと言つた。

(2) 児童手当

一日も早く予算措置をとつてほしいと要求。

(3) 参政権

総務局長と崔（チオエ）牧師と深く話し合うこと。

一九七八年一月一七日～二一日北九州市営住宅入居募集があつた。北九州市全体で約一六名の在日韓国人朝鮮人が申請し一名が入居できるようになつた。

一九七八年二月二〇日から二四日まで心身障害者、母子家庭、老人の住宅困窮者を登録して優先的に市営住宅に入居させる「ポイント方式」の登録者申し込みの受けつけをした。この募集要項に「日本国籍を有するものに限る」との制限事項が入つていた。この方式は一九七四年度から採用され、毎年二五〇戸ずつ宛、困窮度をポイントであらわし順位をつけた上で入居させるものである。建築局住宅管理課住宅第二係長古田祐臣氏は「福祉政策なので、日本国籍者さえ救済しきれない現状ではとても外国籍者までには及ばない。また手続的にも内規があるので無理」と説明。これに対

して小生は「老人医療や無料バスなどの福祉政策では在日韓国人も対象にしていいではないか。また、内規があるというが条例と違ひ行政判断で変えることができるはず。私たちの主張の意味がわかつていない。」と紙上で抗議した。（毎日新聞一九七八年二月三日北九州市内版）

市営住宅入居を獲得したことは大きな成果であったが、実際の入居申込の時申請者名をどうするかという問題があつた。本名を書き民族語読みでフリガナをつけることは大変勇気のいることである。しかしこれなくして朝鮮人の主体性の確立はありえないのではないだろうか。入居と共に在日韓国人朝鮮人の生きざまとかかわつてくるのである。もつともつと朝鮮人としての誇りをもち、差別から逃避して日本人化するのではなく差別と立ち向い差別をなくすため闘う主体性ある人間となることが求められねばならない。

#### 四、国籍獲得と帰化

現在日本国籍法によつて日本国籍を取得する途は帰化のみである。帰化によらないでは在日韓国人朝鮮人は幾世代経ても日本国籍をとることはできない。現行の国籍法による帰化の実質的な対象者は殆んど在日韓国人朝鮮人台湾人であり、これらの人々は日本政府の一方的な行政処置により集団的に国籍を強制剥奪され

た人々である。このような歴史的経緯があるため、その時の政治動向によつて政策がかわるのである。

日本が中華人民共和国を承認する時、中華民国系の台湾人は、はつきりした数字は知らないが、相当数が日本国籍を取得するために帰化申請し、帰化が許可された。小生はある台湾人が帰化するにあたり名前のことで相当苦労した話を聞いた。従来の中国姓を維持するため、日本人の姓を昔のものから調べて、同じ姓があつたのでやつと認められたという話である。もちろん日本語読みだらうと思う。

帰化は日本大和民族化である。名前はもちろんのこと、生活、風俗すべて大和民族的なものにならなければならぬ。民族性をもちつづけることに反対であると共に、行政指導によつて固有の民族性を喪失せしめ大和民族化を強要する。このような帰化政策は戦前の皇民化政策の延長線上にあるのである。このような帰化政策をすすめるため帰化条件が以前に比べればいくらか緩和されてきたが、その本質は変つていないのである。日本人と結婚した多くの在日韓国人朝鮮人は帰化しているといふ。これは結婚による同化、皇民化が自由意志という美名のもとでなされているのである。このような帰化は人間性を破壊する故反対すべきである。小生が提案している国籍獲得とはこのような民族性の喪失をもたらすものではなく、むしろ民族性の保

障を要求するものである。

「帰化—①徳を慕つて従う、②他国の国籍を得て、その国民となる」（角川漢和中辞典）とあるが、より優越する民族を慕つてその民族に化するイメージが強く示され、そのように考えられている。英語では、naturalization ナチュラリゼイションであり、土着化、自然化するということである。土着化するという時、自己の個性を失なつて他者と同一化するのではなく、自己の個性・特徴を保ちつつ他者と共存することである。在日韓国人朝鮮人が白衣民族の一人としてその民族性を保ち、民族の伝統、習慣、文化に誇りをもちつつ生存してゐる実態、これがありのままに認め保障することが必要である。このように白衣民族と大和民族が同じ地域において共に生きる意思をもち共存していること、そしてその人間と人間との間に結ばれたきずなこそ最も大事なものである。このようなきずなを現代の国際社会では「国籍」という用語をあてて表している。このような意味で人間の権利、基本的権利は全く大和民族と平等に存在してゐるのであって、大和民族、日本政府に許可申請すべきものではなく、ただその事実・実態を認め、諸権利の保障として届出による国籍取得の途を講ずべきである。

このような考え方が定着していない現在、実態としては共存する人間のきずながある以上、空洞化さ

れ、抽象化された韓国国籍・朝鮮籍にとらわれず、全ての在日韓国人朝鮮人（居住歴一〇年以上）に参政権と居住権を「永住意思の届出」という手続によつて保障する途を講すべきである。

## 五、結　び

在日大韓基督教西南地方会任職員会は一九七七年六月一四日折尾教会堂で、九月一日を目標にして日本国に對して公開質問書（県へ提出したのと同趣旨）を提出することについて積極的に後援推進することを承認確認した。同年六月二三日小倉教会堂で崔昌華（チョエ・チャンホア）牧師、金得三（キム・ドクサム）牧師、金栄植（キム・ヒョンシク）牧師の三人で一泊しながら日本国への公開質問書提出について検討協議したが、来年（一九七八年）に提出することに合意し、そのため研究することにした。同年一一月二二日から二四日まで「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」が在日大韓基督教総会と日本キリスト教協議会の主催により御殿場市の東山荘でもたれた。この時「居住権」の発題者として小生と中平健吉弁護士が選ばれた。居住権を論ずる時「国籍」を避けては論じられない。小生は結びとして次のことを述べた。

「在日韓国人朝鮮人の居住権保障又は国籍について、国内立法による法的措置をとる。

日本一完全な居住権の保障、同化を強要しない届出による国籍取得。

韓国一届出による国籍回復の立法措置  
ロ、二国間の協定による完全な居住権の保障。協定二重国籍。

### ハ、自力入国者の居住保障。」

中平健吉弁護士の発題中、関連のところだけ引用しよう。

#### 「三 在留制度改革の方案

(1) 在日韓国人の内国人待遇を確立し、在日韓国人に対する退去強制を全面的に廃止すべきである。

(2) 平和条約の発効に伴い日本が朝鮮に対する支配権を失なった際、国際慣行である国籍の選択権を在日韓国人に保障しなかつた経緯にかんがみ、適当な時期に在日韓国人に国籍選択の機会を保障すること。

(3) 在日韓国人の届出により帰化を認める特別帰化手続を制定すること。（注 小生の記憶では帰化を国籍取得に訂正したと思う）

ここで居住権についての発題者は国籍についてニュアンスは少し違うが、ほぼ一致した見解を表明した。時間が充分になかつた関係上、声明書に反映させる程度にまで討議を深めることができなかつたのは非常に残念であったが、この問題は将来真剣に議論されなければならぬと思う。このような議論と世論が法制定

を可能ならしめるであろう。

最後に「少数民族の人権の保障－在日韓国人朝鮮人の参政権獲得闘争－」は一九七七年八月一六日付「共同新聞」、在日大韓基督教総会の機関紙「福音新聞」

（連載されたものである。ここに「福音と世界」（新教出版社）一九七七年九月号に掲載されたものを資料として紹介する。

## 少数民族の人権の保障

—在日韓国人・朝鮮人の参政権獲得闘争



一九七五年九月一日、「在日韓国人・朝鮮人の参政権を含む基本的人権に関する公開質問書」を北九州市長に提出して三年近くになった。在日韓国人・朝鮮人が参政権を強制剝奪されて満三〇年に、やっと、はじめて具体的な人権闘争の中心に「参政権獲得」を目標に闘争が組まれたのである。

私たちが基本的の人権という言葉を用いる時、その最も重要な要素が政治に参与する権利である。

自らの人権を、自らの力で守るという時、それは個人の生活のすべての分野を支

配している政治にかかわりを法的にもつといふことである。私たちが人権を守るといふ時、ことばで守るのではなく、または自力で守るのでなく、まず、人権保障の法的制度をつくり、その制度をとおして保障されるのである。このような人権の法的保障制度をつくらせるためにも、直接に政治に參與しなければならない。

現在まで在日韓国人・朝鮮人が人権を侵害された時、ただ知人にたよって嘆願したり、時には金錢で解決してきた。このようないい現状である。

私たちは人権侵害を告発し、いろんな方法で闘うということができなかつた。しかし、このような状況から、人間として宣言し、日本社会に永年定着している現実を見た時、また、将来、この地でしか生きられない人間として形成された在日同胞は、この日本という地で、自らの人権、根本的に強制剝奪された参政権を獲得せねばならない。

権利のない、義務だけ負わされた人間はドレイ以外、何者でもない。在日韓国人・朝鮮人は「二十一世紀のドレイ」としかいよいのがない。このドレイからの解放、人

崔 昌 華  
ネオニ ナヤン ホア

間として認められる闘争に一人一人が人権意識にめざめ、共にかかわらねばならない。

### 一 参政権は民主政体の基礎

モンテスキューの『法の精神』によれば、「民主政において、人民はある点に関しては君主であり、ある点に関しては臣民である。

人民はその投票によってのみ君主たり得る。投票はその意志である。主権者の意志は主権者自身である。従って投票権を定める法がこの政体における基礎法である。またここにこの場合、投票権が如何にして、誰によって、誰に、何に関するべきかを規定することは重要だ」。

「人民のみが法を制定する権を有つこと

も、さらに民主政の基礎法だ」

とのべている。

ここで述べているように、民主政体の基  
本は人民が主権者であり、投票はその主権  
者の意志である。それ故、投票する資格が  
ないということは主権者から除外せられて  
いるものということである。  
在日韓国人・朝鮮人は日本の社会、日本  
という地域共同体の構成員であることは自  
明なことである。

戦前、強制連行という意に反する強要によつて、日本の地域社会に移住せしめられたけれど、生活そのものは日本の地域社会のために、ダム、道路、鉄道、炭鉱における最も危険な場所での労働、そして多くの犠牲者を出し、ほとんどの分野で正当な報酬もなく労働させられてきた。すなわち、朝鮮人は日本の地域社会の最底辺での労働者として生存せしめられてきた。

敗戦後も、在日韓国人・朝鮮人は日本の地域に定住し続けることにより、日本の地域共同体の構成員でありつづけており、最底辺の労働者として生存しているということである。そして、その労働は生活を支えるためとはい、実質的には日本という地域社会の発展のために、汗水を流しておりながら、それに価値する報酬は何ら保障されていらない現状である。これはまさにドレイ以外何者でもない。

在日朝鮮人・韓国人が日本という地域共同体の構成員でありながら、主権者・構成員としての権利者には何故なりえないのか? 同じ人間でありながら、ここで生まれ、同じ学校で学びながら、共に生活しここで骨を埋めようと思っている朝鮮人が、どうして主権者たりえないのであろうか? このような意味で、「朝鮮人も人間である」という人間の心の問題が具体化する

であることをここに宣言する」ということを、わざわざ書かねばならないわけである。

人間はまさに社会的動物であると言われている。人間とは人ととの間を大事にすること、すなわち人ととの関係を人間性・人間味あるものに保つところに、人間と言われるゆえんがある。この人間性・人間味ある関係こそ、今日、呼ばれている人の尊嚴であり、基本的人権と言えよう。このような関係が日本人と朝鮮人との間につかわされてきているかということである。

例外として、ごく僅かな人々が、そのようないうな人間味ある関係をもつてゐるといふことも知れない。けれども、その時、朝鮮人としての民族性、民族主体性を認めたものとしてよりも、同情として、または恩恵としての場合がほとんどであると言えよう。

眞に一人の朝鮮民族に属する朝鮮人として認め、すべての面において平等に認めあっていくところに、日本人が眞の人間として形成されるであろう。他人を眞の人間として認めない人間が、眞の人間であるはずがないから。

のが法制度であり、政治制度である。日本

の政治は在日韓国人・朝鮮人の生活全般を、具体的に、直接的に支配し、規制している。日本の法制度によってすべての分野

が把握され、規制されているという現実を確認すべきである。

しかし不幸にも、そのような法律の立法過程に、朝鮮人自身の意志が反映されておらないのである。民主政治の基本は、モンテスキューの「人民のみが法を制定する権力を有つ」言葉をまつまでもなく、自己の意志が法的に反映されない法律に服従する義務はないはずである。しかし、現実は私たちの意志に反する法、たとえば具体的に外国人登録法によって、指紋をおさせ、写真をはり、常時携帯義務をおわせ、三年に一度確認申請をさせ、これに違反すれば刑罰を課すのである。日本人が負っている以上の過重な義務をおわしているという実感である。

これらのことを考えると、根本的には人間として日本人と全く同じ諸権利が保障されなければならないし、具体的には投票権、公民権が保障されなければならない。

これが朝鮮民族に属する一個人の人間として認めるという言葉の内実であり、その保

障が法制度によって確立されなければならぬ。

## 二 戰前の參政權

日本帝国憲法第三十三条—三五条、貴族院令、衆議院議員選挙法（一八八九年二月一日、法律三号）に選挙について規定されている。

衆議院は公選で選挙人資格は日本臣民の男子で、二十五歳以上、日本（内地）居住者のみであり、その上一定額の納税義務があった。納税は直接固税、一八九〇年は一五一円以上、一九〇二年は一〇円以上、一九二〇年は三円以上、一九二八年に制限がなくなり、満三十歳以上の男子は被選挙権を持つことになる。

一九二八年二月、第一回の普通選挙が施行されるまでの間は、在日朝鮮人で所得税を納めるものは一名もなく、それ故、有権者がなかつたといわれている。

一九二九年、堺市議員選挙において、黄承元（ファン・ソンウォン）氏、三十六歳、紡績工場鮮人監督は二〇四票で落選した。一九三一年六月、東京府府中町議員選挙で羅正攻（ナ・チヨンムン）氏、三四歳、土木請負業は四九票で落選した。

一九三一年九月、兵庫県議員選挙で韓

仁敬（ハン・インキョン）氏、三〇歳、無職、一七七票で落選した。

しかし、一九三二年二月の衆議院議員選挙に東京府第四区より朴春琴（パク・チュングム）氏、四一歳、鉢山業は六九六六票で当選し、同年五月、尼ヶ崎市会議員選挙に朴炳仁（パク・ビヨンイニン）氏、三三歳、代書業が一〇三票で当選した。

一九三二年二月二〇日実施の第一八回総選挙において「東京府で調査した所による」と、府内朝鮮人有権者数は四五五〇人に達し……。これらの有権者中に朝鮮字投票をする者が相当ある見込みなので、東京府で急におん文書を作り、各開票管理者に交付した。各開票管理者の方でも少々面食らつた形で早速おん文の勉強にとりかかっている」（東京朝日、一九三二年二月三日付）。

衆議院議員と市会議員の当選によって、在日朝鮮人の政治的関心は著しく高くなり、朝鮮人候補者の自論は住宅問題・渡航問題・民族的差別待遇撤廃等、在日朝鮮人の切実なる要求題目をとらえ、朝鮮人の有権者の関心を買ったのである。

他方、日本人候補者においては、にわかに朝鮮人有権者を目標に謗文（ハングル）印刷物を配布、または相当信望ある朝鮮人を選挙委員に選任するものもあった。

一九三一年から一九四二年までの統計。

立候補者数 当選者数 落選者数

衆議院議員	一一	二	九
府県会議員	九	〇	九
市会議員	一七八	三〇	一三九
区会議員	六九	二	六六
町会議員	四六	二二	二四
村委会議員	一八	一二	六
その他の	二六	一三	一三
合計	二四〇	四三	一九〇

(数のちがいは途中立候補辞退者数)

一九四二年の衆議院選舉の立候補者。

朴春琴（パク・チョンギル）氏・五三歳。

鉢山業 東京

李英介（イ・ヨング）氏・三七歳・弁護士 東京

李家実（イ・カシル）氏・四九歳・工場主 東京

李善洪（イ・ソンホン）氏・四九歳・薬種商 大阪

辛泰埜（シン・テヨオク）氏・四四歳・弁護士 大阪

任龍吉（イム・イヨンギル）氏・四六歳・新聞社長 愛知

以上六名は全員落選したが、もし東京、大阪で各一人の候補者を立てていれば、当選したかも知れない。

最年少の候補者は、一九四二年五月三〇日、村委会議員選舉（武庫）黃鳳珠（ファン・ボンス）氏こと黃山哲宗、二六歳、料理業二票落選であったが、二〇代において、立候補九名、当選五名、落選四名というところである。

三二歳で市会議員に当選した人が三人もいるということである。このように若い二〇代、三十代の在日朝鮮人が民族的生存のため、積極的に政治に参与したのである。また候補者名は、一九三九年までは漢字三字〇〇〇で表記、朝鮮人は民族語音読み、日本人は日本語音よみをしただらうと思われるが、一九四〇年になって、日本式名前〇〇〇〇にかえられた人が多く、一九四二年には〇〇〇コト〇〇〇〇という表記がいくらかみあたる。しかし衆議院議員立候補は漢字三字〇〇〇と表記している。（参考資料、朴慶植編「在日朝鮮人関係資料」）

第八九帝国議会にて堀切内相の提案理由の説明で、

「臨時特別の措置として、二、三特殊の問題を同法律案の附則で以て規定しておるのであります。

その一は戸籍法の適用を受けない者、

即ち朝鮮人及び所謂台灣人の選舉権及び被選舉権を当分の間停止することと致しましたのであります。「ボツダム宣言」の受諾に依りまして、朝鮮及び台灣は早晚帝國の領土より離脱することとなり、其の結果朝鮮人及び台灣人は原則として帝國の国籍を喪失することに相成るものと存ぜられますので、是等の者は依然帝國臣民として選舉に参与せしめますことは適当と認められないよう存ぜられるのであります。

尤も講和条約の締結まではなお帝國の国籍を保有して居る者と考えられますので、今日直ちに選舉権及び被選舉権を有するが、その国籍が國際法上確定するまで、当分の内之を停止する取扱いと致した次第であります」

とのべている。一九四七年五月二日、外國人登録令を公布、第一一条、「台灣人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人はこの勅令の適用については当分の間、これ

を外国人とみなす」。

これは日本政府の一方的な外国人とみなすことによって、追放を国際法的に合法化しようとした政策である。

一九四八年四月一七日の地方自治法の附則、一九五〇年四月一五日の公職選挙法の附則にも「戸籍法の適用……」と同様な規定がなされている。

一九五二年四月一九日、民事、甲、第四三八号、民事局長通達「平和条約の発効に伴う国籍および戸籍事務の取扱いに関するもの」である。その朝鮮及び台湾関係においては、「朝鮮および台湾は条約の発効の日から日本國の領土から分離することとなるので、これに伴い朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する」とある。

この民事局長の一片の通達によって、一方的に、実質的に日本国籍が集団的に強制剥奪されたのである。このことにより参政権が強制剥奪された。このことは国際法的側面から不法な行為であると言わざるをえない。(詳細は小生の『国籍と人権』酒井商店と『朝鮮人』二二号を参照されたい)

#### 四 参政権獲得闘争

参政権獲得闘争が北九州市長・福岡県知

事への「公開質問書」という形式で、しかも九月一日提出ということで始まった。

一九七五年九月一日北九州市長、一九七六年九月一日、福岡県知事へ提出した。

市と県への最初の質問は「今日はどういう日ですか」という問い合わせから始まった。この問い合わせは、日本人総体に対する問い合わせである。市側も県側も、この問い合わせにはほとんど「知らない」「防災の日かな」という答えが返ってくる。

一九二三年、関東大震災の時、朝鮮人という理由で約六〇〇〇人が殺されたのである。今でも「朝鮮人」という理由で巧妙な法律で差別し、差別することによって朝鮮人を殺しているということである。このことをはっきりと認めあうことから、始まらなければならない。

北九州市の回答によれば、「地方公共団体の選挙における選挙権などについては、公職選挙法の定めるところにより、日本国民に限り認められているものであり、日本国民以外の者については、法律によつて参政権が与えられていない以上やむを得ないと考えます」と文書回答してきたが、回答になつていなかつたという理由で拒否した。

一月二一日、北九州市長との直接交渉でも、市長は「参政権は国政レベルの問題で市としてはどうにもならないし」とのべた。

八月二七日、朝日、毎日、読売、西日本の各新聞、テレビ、ラジオにおいて広く報道された。八月二八日、韓国の韓国日報は

「在日同胞参政権運動」と大きな初号活字をあてた。九月一日、小倉教会、折尾教会を中心とした信徒及び一般韓国人・朝鮮人、日本のキリスト教会の牧師、信徒、大学生、労働者等約八〇人が市庁につめかけた。一〇月四日、前回をうわまわる一〇〇人近い在日韓国人・朝鮮人、日本人が集まつた。日本人の責任として、公開質問書の五項目を支援する要望書が提出された。北九州キリスト教都市産業伝道代表・尾瀬力。

北九州キリスト教協議会人権委員会委員長・山本繁夫。<sup>サンブンボウ</sup>金鐘甲氏の裁判をすすめる会、日本人部会連絡責任者・村田嘉納の諸団体が署名した。

北九州市の回答によれば、「地方公共団体の選挙における選挙権などについては、公職選挙法の定めるところにより、日本国民に限り認められているものであり、日本国民以外の者については、法律によつて参政権が与えられていない以上やむを得ないと考えます」と文書回答してきたが、回答になつていなかつたという理由で拒否した。

一月二一日、北九州市長との直接交渉でも、市長は「参政権は国政レベルの問題で市としてはどうにもならないし」とのべた。

一九七六年六月二十四日の交渉では「市議会議員の選挙権など参政権の付与を求めて

いる要求が出ていることを國に伝え、國の見解を示せ」と要求した。

八月二〇日の北九州市との交渉で「參政

權について日本政府の不當性を指摘した」。

八月二十四日、各団体代表が小倉教会堂に集まり、県知事への公開質問状提出について最終的に決定した。

八月二十五日、崔昌華牧師、金栄植牧師、金得三牧師三人は県秘書課を訪問、九月一日、公開質問書提出について話し合い、知事の出席を求めた。

八月二六日、毎日、西日本の朝刊、八月二八日、朝日の朝刊には「在日韓国人・朝鮮人の參政權要求、福岡県へ質問状、日本国籍復活の突破口」と大きな初号活字をあて、詳細に報道した。

九月一日、読売、フクニチの朝刊で取り上げられた。在日韓国教会牧師、信徒、日本本の教会の牧師、信徒、大学生等約四〇人が出席し、県側は一二人出席した。

#### い。

一 在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯を考慮する時、日本人的責任特に県当局の責任において、在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障に対する基本的見解を明らかにして下さい。

一九七六年九月一日

在日大韓基督教小倉教会牧師 崔昌華  
在日大韓基督教折尾教会牧師 金栄植  
人格権訴訟を支える会世話人 金得三  
在日大韓基督教西南地方婦人会代表 聰貞子

#### 在日韓国人の人権を守る会代表

田進培

(代役欠席により代理金貞子出席)

日韓国人・朝鮮人に「児童手当」が支給されていますが、当県ではいつ頃から県下各市町村において実施されるよう行政指導致しますか。

三 東京都、横浜市及び多くの都市で

住する意思をもっておりまます。

このように長期間の定住によって地域との深いつながりがあり、日本人同様、國税及び市、県民税を義務として納めており、他方、さまざまな公害も日本人と同じく被害を受けております。

戦後三年、日本は民主主義国家として発展し、個人の基本的人権を最大限に保障すると共に、同じ地域に住む在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障についても深い関心があると信じます。

私たちも今まで在日韓国人・朝鮮人の基本的人権が何ら認められていない現実をふまえ、次のような質問書を提出致します。

五 私たちは基本的人権の最大の保障の途は參政權にあると考えております。それ故に、在日韓国人・朝鮮人に參政權を認めるべきと考えます。特に県議員の選舉権、被選舉権は認められるべきと考えますが、この点についての基本的見解を示して下さい。

在日韓国人・朝鮮人の公営住宅の入居資格が認められておりますが、当県ではいつ頃から実施致しますか。

四 国民金融公庫からの融資が在日韓国人・朝鮮人に適用されるよう県当局が関係当事者と交渉する用意がありますか。

#### 公開質問書

##### 福岡県知事殿

私たち福岡県在住の在日韓国人ですが、私たち日本で生まれた二世、三世、または四〇年五〇年この地に居住しているものであり、将来もこの日本で永

的・人権の保障を要求、在日大韓基督教牧師ら

福岡県へ訴え、日本人キリスト者も運動に連帶、と大きな活字をあて、一面トップ記事で扱った。

一二月二二日、北九州市との一七回目の交渉で市営住宅入居資格が認められた。回答は、

(1) 市営住宅入居を一九七七年度中に認めることにし、市条例改正を市議会にかける。

(2) 児童手当については国に要望しつづけるが、市独自には実施できない。

(3) 国民金融公庫からの融資については、北九州支店に連絡はすでにとっている。

(4) 市議の選挙権・被選挙権についても、国政レベルの問題なので、一地方自治体としてはどうすることもできない。

とのことであった。これに対して崔昌華牧師は、次のように主張し要求した。

(1) 一九七七年度中に入居を認めると言わるが、一九七七年四月からと理解しているのか。

(2) 児童手当について、年間三五〇〇万円が必要とされるが、市全体の予算からいってもほんのわずかであるのでぜひ実

施して欲しい。

(3) 参政権問題は市総務局も含めて、日本人全体がいかにして参政権が在日韓国人・朝鮮人から奪われたかまず知り、努力しなければならない。

私たちは日本人または日本政府がいう外國人ではない。日本における少数民族、すなわち韓民族として誇りをもながら、人間としての当然の権利、国際社会が認めている少数民族の権利を求めているのである。山口・九州・沖縄地方の中で、はじめに朝鮮人が日本に渡航せざるを得なくなりました。また当時の日本政府は多数の朝鮮人を戦争政策のために日本に強制連行し、国内の炭鉱・ダム・鉄道・飛行場建設などにかり出し、多くの犠牲者を出させ、特に北九州・筑豊地区では悲惨をきわめ、その犠牲者が多かつたことを聞いています。

一九七七年五月一七日、県側と第四回交渉(非合式を含めると七回目)が開かれた。この交渉の場で、次のような要望書が提出された。

#### 要望書

##### 福岡県知事殿

去る一九七六年九月一日、福岡県在住の韓国人が知事に提出した公開質問書の内容を、わたしたちは下記の理由により全面的に支持し、当局がこれに誠実に対処して諸要求をすみやかに満たしてくれることを要望いたします。

過去において、わが国が明治以来帝國主義的政策を実行し、侵略によって三六年の長きにわたり朝鮮を日本の植民地にしました。その結果朝鮮民衆は土地や米を奪られて大きな苦しみを味わい、多数の朝鮮人が日本に渡航せざるを得なくなりました。また当時の日本政府は多くの犠牲者を出させ、特に北九州・筑豊地区では悲惨をきわめ、その犠牲者が多かつたことを聞いています。

戦後三二年、その人たちは生活的にも文化的にも日本にしか生活できないようになりました。ところが、日本政府も国民も在日韓国人および朝鮮人に、何ら罪責を感じることなく、現在に至るも政治的・社会的に差別を統け、かれらを苦しめています。それ故、過去の罪責を償う意味においても、また人権をまもる普遍的な見地からも、わが国民と同様に、在日韓国人・朝鮮人に対して十分に基本的人権が保障せらるべきだと考えます。

なお、北九州市において、公営住宅入居資格の件で一步前進した見解が公にされたことを、わたしたちも高く評価しています。

おりますが、福岡県当局においても、なお一層前進的な態度を表明されるよう重ねて強く要望いたします。

一九七七年五月一七日

北九州キリスト教都市

産業伝道研究所代表 重富克彦

北九州キリスト教協議会

人権委員会委員長 山本繁夫  
金鏡甲<sup>キンヨウカ</sup>裁判を迫める会代表 兼崎 輝

この交渉は二時間三〇分間もたれ、県側九名が出席、私たち一六名の代表が出席した。

そこで、(1) 知事の出席、(2) 県営住宅入居、(3) 児童手当、(4) 参政権問題等について交渉、次回は八月一〇日をメドに開くことで合意、おそらく次回に県営住宅入居資格がみとめられると思われる。

### 結び

北九州市に対する参政権を含む人権闘争は、だんだんと拡がりを見せ、福岡県知事への公開質問、正式な交渉の場が設定された。この人権闘争の中でNHKに対する人権訴訟（韓国人の性名を民族語音よみ）が提起された。

一九七六年三月三一日、在日大韓民国居留民団第三回定期中央大会においては、

宣言が字句修正された。

「参政権を除外しては政治的・経済的・社会的、すべての面において在日韓国人は日本国民と同等の待遇を受けねばならない」というところから「参政権を除外しては」は削除したのである。

これは大きな転換であり、現在、在日同胞社会で参政権をも獲得すべきだという声が出ており、その実事であると認め、参政権問題が浮上して来た場合に柔軟な対処ができるようにしたのである。

他方四月二十五日、朝日新聞の「六五万人」の「取材を終って」の記者座談会の最後に、Bが「納税の義務を果たしているのだから、日本人と同等の権利を保障すべきだ」という要求も高まっている。日本に帰化しない人にも参政権を認めよ、というのは論外だが、納税に対する「見返り」が少しあつてもいいのではないか」と言われた言葉

に、はげしい怒りすら覚える。社会的良識をもっているはずの記者の口から出た、しかも取材し終わった段階の言葉としてである。

納税の「見返り」が欲しいのではない。人間として、人間らしく生きる権利をかちとりたいのである。

八月一六日、民団大阪府青年会主催青年

幹部研修会（約二〇〇名参加）「在日韓国人の権利・参政権」について講演した時である。若い二・三世の青年たちが目を輝かせながら、一言一言書きもらさない態度でききいていた。そして講演内容に深く感動し、拍手した。今後、在日韓国人・朝鮮人の民族主体性をもちながら、人間として生きる道に共鳴した強い拍手に、筆者は非常に強く励まされた。

一九七七年一月七日、東洋経済日報の「権益擁護運動の一年の計は」において、発言者六人の中、三人が参政権問題に言及している。

一月二七日、民団中央本部主催「行政差別撤廃に関する懇談会」において、特に参政権に関する発言が目立った。特に、民団中央本部副団長、金正柱氏は「民団は地方自治体に対する参政権獲得を再考する段階にきている」とのべているが、そこでは、スウェーデンの例をひきながら国政は論外としても、地方自治体では認めさせるべきとの発言が相次いだ（二月四日・東洋経済日報）。しかし現在、私たちの生活を規制するのは七〇%が国政であり、三〇%が地方政府と言われている。重要な事柄が国政レベルで決められる時、国政を除外する参政権云々は理解に苦しむ。参政権に国政、

地方自治と区別することすらナンセンスである。

ただ、北九州における運動において、まず市民意識、県民意識を意識化させると共に、市民、県民からのもりあがりをはかるため、段階的に闘争を拡大するためであつて、根本的に参政権は国政・地方自治をとわず、すべての政治に参与する権利である。

最後に参政権・居住権の集約としての国籍獲得が焦点になると思う。次のような方法で参政権獲得の途を開きたいと思う。この展望は、一九七六年一二月五日「第一回全九州在日韓国人・朝鮮人の人権に関する報告交流集会」で確認された参政権・居住権の集約としての日本国籍を認め、帰化、同化政策に反対し、民族概念としての国籍概念を拒否するものである。このような考え方に基盤づけられ、一九七七年二月二日、東京で開かれた「在日韓国人の人権運動史と展望」と、四月二九日の社会局主催、「在日韓国人の法的地位の展望」の講演の中で、私は、以下の点について言及した。

(1) 居住権・参政権の集約としての国籍を届け出により認めさせる。

(2) 名前を民族語音よみにし、戸籍謄本作成には民族語（ハングル）、漢字、カタカナ（ふりがな民族語音よみ）の三つの表示をもつようさせる。

(3) 日本国籍をもつことに感情的に忌避する人には、永住の意思表示の届け出と共に、参政権退去のない居住権を附与するようにする。これは一五年位の臨時処置とする。

以上の三点が今後の運動において考えられることがあり、それによって究極的に在日韓国人・朝鮮人の人権を認めさせることである。

参政権問題の理論的闘争は國への公開質問書が提出された後、國側の代表と定期的交渉を重ねて行く中で、根本的に討論され、國側の行政差別、民族差別を合理化してきた理論と実態を徹底的に糾弾し、告発すると共に、このような告発内容を、国際社会に知らせ、すべての人間の良心に、この問題を問わねばならない。

日本に強制連行された者の子孫として生まれ、日本で生涯生活せざるをえない在日韓国人・朝鮮人から、参政権・居住権（日本国籍）が集団的、強制的に剝奪されたという、この事実が民主主義国家と尊われる日本に現実にあることを知った世界の人々

の良心の声に、日本の良識ある人々はどう答えてやくであろうか。

これはさきに日本における人権問題の根本的課題である。日本の大和民族のみの人権が保障され、在日韓国人・朝鮮人の人権がふみにじられている現実、それが日本社会の人権概念なら、それは普遍的人類社会における人権概念になじまない民族エゴの人権と言わざるをえない。

他民族、少数民族の人権を完全に認め保障してこそ、はじめて普遍的人類社会の人権と言えるのである。

このような人権尊重をめざして一人一人連帯し、共に歩みたいと望むのである。  
(在日大韓基督教小倉教会牧師)

# 裁判資料

(一九七七年七月一二日～一月七日)

原告第四～第六準備書面  
原告側証拠申請

被告第二～第三準備書面

## 被 告 第 二 準 備 書 面

一九七七年七月一二日

被告は、原告の第一準備書面ないし第三準備書面に対して、次のとおり弁論を準備する。

一 国籍は、人を特定の国家に結びつける法律的なひもである。人は国籍によって特定の国家に所属し、その国家の構成員となる（有斐閣・法律学全集五九巻、国籍法一頁。同五六巻、国際法 II 新版一九五頁）。

しかして、国籍を有することによって、はじめて特定の国家の所属員又は構成員たる資格を持つのであり、決して個人の生活実体から直ちに資格が生ずるものではない。

民族的、言語的、歴史的、社会的なつながりと国籍は直接的な関係はないし、

このようなつながりがあつたとしても、それによつて直ちに、ある国に結びつけられ、その国の国民となるのではないのである。（右国際法 II、前同頁）。すなわち、個人は特定の国籍つまり国民としての資格があるからこそ、その資格に基づいて、その特定の国家が保障する諸々の権利義務を取得する。例えば、日本国籍を有する者は、参政権（憲法一五条）、外交保護権、国際私法上における準拠法指定の基準となる地位（法例三条以下）等を享受することとなるのである。

原告は、その生活の実体（経歴）こそが国籍の具体的な内容つまり中味であるから、その中味のある原告は日本国籍を有すると主張しているものようである。いうなれば、某大学生としての生活の実体が某大学の学生の具体的な内容つまり中味であるから、入学許可を受けていないくともぐりこんで、その大学の学生らしく暮らす

るまう者について、某大学生としての地位を確認せよと主張するのに等しく、全く理由のない見解というべきである。ちなみに、生活実体という結果から日本国民たる資格という原因を招来するためには、わが国籍法は帰化という方法を予定している（同法三条ないし六条）。

よつて、原告の主張は、本末を顛倒した主張であつて到底容認できるものではない。

## 二 原告の生活実体（経歴）についての主張事実

原告の国籍を確認するには、平和条約の解釈によるべきであつて、その生活実体（経歴）によるべきでないことは被告第一準備書面及び右一において主張するところであるが、原告は生活実体（経歴）即国籍であると強いて主張するので、あえて原告主張の経歴について左記のとおり疑問点を指摘することとする。

もちろん、原告の生活実体についての

(

被告の主張事実は、原告が渡日後本訴提起日までに出入国官憲及び司法官憲に供述した資料等（乙第三号証ないし一五号証）に基づいたものであるが、これらの調査資料等はいずれも本訴請求のためにするものではなく、過去の記録であり、しかも原告が強く在日を希望して手続（不服審査、口頭審理等）を請求したものである。してみると、原告が本訴で主張する生活実体は、これらの資料に比較すると疑問点が多く、単なる作文の感がある。

記

(一) 第一準備書面（一九二〇・一五三）関係  
1、第二項に「一九二〇年に金日文を父として生まれ、名を鎧甲（チヨンカブ）といい、繼母はか三人の異母弟がいた：」というが、原告は一九二一年（大正一〇年）一〇月二十五日に生れており、父の名は金日萬であつて金日文は日本にいる親戚である。名は鎧甲が正しく、鎧甲は登録のとき代書人が誤記したので以来使用しているものである。また、日本名では金本八郎を使用しているから、「父が金原と届出た」というのも疑わしい。さらに、朝鮮には身寄りや親戚がないと從来から一貫して供述しており、「繼母ら云々」というのは今回忽然と生じたものである。従つて、その余の記述とも併せて、その主張の多くは伝聞ないしは

フィクションであつて原告の経験描写ではなく、しかも無学同様の原告の手によるものでないことも明らかである。

2、第三項に「一九四一年（昭和一六年）春の終り頃に、父を棍棒でなぐりつけ強制的に応募させた」というが、原告が自認した不服理由書（乙第六号証）では「

昭和十六年の春、私が丁度二十才の折、そのやさしいたつた一人の年老いた父親も病に倒れ間もなく死去しました。そして当時戦争もようやく拡大されて来た折柄とて朝鮮人に對する日本政府の強制徵用も激しくなり、私もその一人として他に身寄りとてなくなり、なつかしい故郷を後にして日本に連れて来られ……」

と記述しており、父死亡後に徵用に応じたことが明らかとされている。従つて、「一九四一年が忘れられない」というのも、父死とその後の出郷という出来事から想起すれば容易に納得できる。

さらに、「いとこが同行した」というが、これまでの錄取では原告が一度も口にしたことなく、虚飾の疑いが濃い。

3、第四項では「千島へ連行中の出来事、同島での強制労働等」について述べてい

るが、原告は、昭和一六年六月初旬頃から同一八年六月頃までの約二年間、北海道夕張炭鉱で稼働し、千島へは直行した

月下旬頃までの約半年間、千島飛行場に人夫として働いているが、「シンガボールを日本軍が奪った時の祝宴」の話など全く虚構も甚だしい。日本軍がシンガボールを占領したのは昭和一七年（一九四二年）二月八日から一八日（戦捷祝賀会の日）までのことであり、全然史実に合わないからである（乙第一五号証）。

いわんや、戦勝に酔う昭和一七年当時に、原告のいうような「米軍機の空襲で爆死した」との記録はなく、従つて「いとこの爆死」もあるはずがなく、前記のとおり「いとこ」のことは始めての記述であつて到底信じられない。

よつて、第四項の主張も何者かの手記や小説類の借用と思われる。

4、第五項では「宮城県での強制労働」を述べているが、原告は昭和一八年一二月二九日頃から昭和一九年六月頃までの約半年間程度宮城県塩釜の多賀城飛行場で人夫として働いているにすぎないから、「多賀城では正味三年間くらい働らかされた」というのも虚偽である。

5、さらに第六項で「敗戦直後の話」を述べているが、原告は昭和一九年の六月頃まで多賀城で働いた後、同年七月頃から宮城県栗原郡鶴沢町に移転して細倉鉱山で働いた」というのも疑問である。それは戦前のことであるから「戦後に細倉鉱山で働いた」というのも疑問である。

また、昭和一八年六月頃から同年一二

なお、原告はかつて「菅原組」ではなくサガミ組の飯場で働いたといつてゐる（乙一二号証）。そして細倉鉱山では昭和二十年まで勤務し、終戦後附近の花山発電所の工事に約三年間従事し無職中に罪を犯して、昭和二十五年四月一二日から昭和二七年四月一三日まで山形刑務所に入所したことがある。この受刑は原告の第一犯であるが、昭和二十四年四月二六日窃盜（土蔵破り）、同一四年八月中旬窃盜未遂（破錠）、同月下旬頃窃盜、そのほか暴行四件の各併合罪により昭和二五年三月二八日仙台地方裁判所古川支部から懲役三年を言渡され、減刑により昭和二七年四月一三日まで受刑したものである。従つて、第六項ではこの点が全く隠されている。

6、第七項で「窃盜の汚名により受刑した」とが述べられているが、バチンコ屋手伝をしていた原告は右5により出所した三ヶ月後の昭和二七年七月一日に住居侵入、及び同年八月一〇日窃盜の併合罪により昭和二七年一〇月二一日築館簡易裁判所から懲役一年二月の刑を言渡され、昭和二七年一一月七日から同二八年一一月六日まで宮城刑務所に服役したのである。従つて、右5の犯罪との累犯として犯したものである。

7、以上要するに、原告の主張事実は措信できないことが明らかである。

口 第二準備書面（一九五三一五八）関係  
原告が右6により出所後の昭和二八年一月六日から入国管理事務所等に収容されたこと等については、答弁書の一の2以下において述べたところであるが、特に原告は昭和二八年（一九五三年）一月二二日から大村入国者収容所に収容され、昭和三二年（一九五七年）五月一六日同所から仮放免になつており、三年間半の生活でしかない（乙第一三号証）。しかも同収容所での原告主張の生活描写は、殆んど他人の愚痴話かその伝聞であるばかりでなく、その生活実体は前記（一）にみるとおり全く信用し難いものであるから、ひとり原告が主張する本項の収容所での体験のみが真実を物語つているものとはいえない。

曰 第三準備書面（一九五八一七七）関係  
原告の在留許可等については答弁書中の一の2の2以下に述べたところであるが、以下その後の原告の生活について述べる。

すなわち、原告は昭和三二年五月一六日仮放免後も門司市を中心と左記のとおり違法行為を繰返している。

金鑑甲の前科一覧  
(略・いずれも簡易裁判所で一千円一  
万五千円の処分を受けたものを列挙)  
そして、昭和四六年（一九七一年）頃

から違法行為が激減しているが、これは

原告が同年頃から身体が弱くなり、ことに同年一二月には脳卒中で入院するという身体的理由によるものであつて、決しされたこと等については、答弁書の一の2以下において述べたところであるが、特に原告は昭和二八年（一九五三年）一月二二日から大村入国者収容所に収容され、昭和三二年（一九五七年）五月一六日同所から仮放免になつており、三年間半の生活でしかない（乙第一三号証）。告も主張するように暴飲暴煙により惹起されたものだと考えられるのであって、一に原告の責によるものというほかない。

## 原 告 第 六 準 備 書 面

△一九七七年一月七日△

私の経歴に関する被告の言いがかり

### への反論

被告は第二準備書面において、私の「経

歴についての主張事実は疑問が多く容易に信じがたい」と恥多くも述べています。その証拠として、強制連行後私が出入国官憲及び司法官憲に供述した資料を乙第三一五号証として提出しています。最初にいくつかの具体的な反論からはじめましょう。

一、私の名前については私は読み書きができませんのではつきりしませんが、私の名前は鍾甲（チヨンカブ）ではなかつたかと思います。登録のときに鍾の字はないといわれ鍾甲（チヨンカブ）と記入されて以来金鑑甲（キム・チヨンカブ）と私も書いています。私の日本名は金本（カネモト）八郎となつてますが、第一

準備書面で述べました通り、戦後細倉で働いているときに飯場の親方にすすめられて金本八郎としました。それまでは姓は金原（カネハラ）となっていました。

このことは、朝鮮総督府が創氏改名により朝鮮人の固有の名前を奪うことと決定したのが一九三九年で、私の家も私が強制連行される一年位前に金原と改名したので憶えています。しかし、日本国は今

私の名前をとりあげて證索していますが強制連行強制労働させた時、いつたい日本國官憲やその認可のもとに私たちを使つた菅原組の者達が、金原鎧甲（カネハラシヨウコウ）ましてや金鎧甲（キム・チョンカブ）とでも私を呼んだというの

でしようか。その時は私の名前なぞなくただ労働力としての私の番号があつただけなのです。

二、私の出生日について 被告は「原告は一九二一年十月二十五日に生まれており：」と私の出生日を確定していますが、乙第十一、十二、十三、十四号証は一九二〇年十二月二十五日となつており矛盾しています。私の記憶では一九二〇年十二月二十五日だと思います。

三、私の本籍地について 被告側証拠書類では金泉郡以下は次の三種類の記載があります。李次面五三（乙第十一、十二号証）、梨海面南山洞（乙第三、四、五、十三号証）、不詳（乙第七、八、九号証）

私の正確な記憶はありませんが、前二つの記載は誤りのように思います。

四、父のことについて 被告は父の名前は金日萬（キム・イルマン）と断定していますが、日萬は解放前日本において、解放後朝鮮に帰り死亡したと聞いています。おじの名前です。私の父の名前は金日文（キム・イルムン）です。被告は私が強制連行された時すでに父は死亡していましたと断定していますが、当時父は健在でした。

五、繼母と異母兄弟のこと 被告は第二準備書面において「『繼母ら云々』は今回忽然と生じたものである。」といってフイクションとしていますが、乙第十一、十四号証にもこのことは記録されています。私の実母は三才の時死亡しました。父は再婚し繼母との間に子供をもうけました。私と年令がかけはなれていたことと、私が強制連行されたために共に生活した期間が短かかったためでしょうか、記憶ははつきりしませんが、異母兄弟は弟が一人で、妹が二人か三人だったと思いません。

六、私が強制連行強制労働された場所と期間について 被告は第二準備書面で私の解放前の「稼働」について、北海道夕張炭鉱一千島一多賀城一細倉鉱山と確定しています。しかし被告側証拠書類では次のように四種のコースが記載されています。イ、夕張炭鉱一千島一多賀城一細倉鉱山（乙第三号証）、ロ、夕張炭鉱一千島一多賀城一細倉鉱山（乙第四、五、六号証）、ハ、千島一夕張炭鉱一千島一多賀城（乙第十一号証）、ニ、夕張炭鉱一千島一多賀城（乙第十四号証）。しかもその期間もまちまちです。

乙第三号証）ロ、夕張炭鉱一千島一多賀城一千島一夕張炭鉱一千島一多賀城（乙第十一号証）ハ、千島一夕張炭鉱一千島一多賀城（乙第十四号証）。しかもその期間もまちまちです。私の記憶ではまず千島に行きました。なにしろ夜が二時間位しかなく、そのため一日の大部分を戸外で労働させられたことを記憶しています。一緒につれてこられたいところは千島で死亡しました。千島を半年位でひきあげたあとは、解放されまで多賀城で強制労働させられました。なお、被告はこの期間のことを稼働といい故意に強制労働のことをおしゃくしていますが、私は賃金など一度ももらつた記憶はありません。ましてや私は稼ぐことを目的に来たのではなく、私の意志に反して強制連行強制労働させられたことを明らかにしておきます。なお、はなはだ蛇足ながら、外国人登録証では上陸した出入国港は千島となつており、私の名前は金鎧甲で、生年月日は一九二〇年十二月二十五日となっています。

二月二五日 私を千島一多賀城で強制労働させた組の名前として、被告はサガミ組（乙第十ニ号証）をあげていますがこれは菅原組のまちがいです。あまりに虐待がひどく「菅原タコ部屋」といわれて恐れられており、私にとつては決して忘れられない名前です。書証17として提出しました。

「朝鮮人の強制連行強制労働の記録（北海道千島樺太編）」（現代史出版会）一二頁にも千島・仙台海軍工廠の工事を行なつた菅原組のことが記録されていましたが、サガミ組の名前は記録にもありません。

や その他の点について 細倉鉱山、花山発電所で働いたことは事実ですが、いざれも解放後住所を宮城栗原郡鶯沢村においていた時期のことで正確な期間の記憶はありません。また、刑務所に入所する前に一時友達の経営するバチンコ店を手伝つていたこともあります。なお身元引受人であつた彼が裁判の判決日になかなかため、私は不服であつた判決の控訴を断念せざるを得なくなり、大村収容所に入る理由となつた一年二ヶ月の実刑を受けるにいたつたわけです。

以上、私の記憶の上では明らかに思える点について反論しましたが、私は次の点をことわっておきます。私は日本語も朝鮮語も読み書きができない上に、全く見ず知らずの土地に、なんの案内説明もなく突然連れてこられたのです。私の理解できなかつた日本語で話され、強制収容された目隠し同様の状態で千島や日本国内を連れまわされたのです。ましてやカレンダーを見るごとや記録を書きとめることなどできない状態におかれていたのですから、私の記憶には時間が不正確なところや時間的な前後の

記憶違いはあるかもしれません、これは私の責任ではありません。また、この訴訟において私は被告の主張するような自分の経験についてのウソを言う必要を何ら感じておりません。私がこの日本国籍確認訴訟において自分の経験の中で明らかにしたいのは次のようなことです。私の意志ではなく、日本国に強制されて日本に連れてこられたこと。強制連行強制労働の事実。そして日本の敗戦による解放。一九五二年日本による一方的な私の日本国籍の剥奪。大村収容所に収容所に収容されるにいたつた実刑を課せられたことと大村での収容所生活。大村収容所に収容し、出所後も一貫して私の日本における在留をおびやかし、私の半生を破壊してきた日本国の私に対する責任は何ひとつ消えるものではないと私は考えています。むしろ、被告が第二準備書面と乙第三一五号証で明らかにしたことは、日本の出入国官憲及び司法官憲が在日朝鮮人の事務取扱についてさえ、日本国の都合のよい事実を確認することが目的です。そのためには私は経験を何ら偽る必要がありません。また、この目的に必要な範囲において私の経験を述べればよいと考えています。ましてや、私の名前や生年月日や父の名前や兄弟のことなどについて私がウソを言う必要のないことは明らかだと思います。被告は私の「違法行為」を列記しています。この中には私の記憶に残つていなものもありますが、このような刑事処分を受けた事実について今私は争う必要がありません。

本人の在日朝鮮人に対する差別と偏見の上に構成されるにいたつたものであることを申し加えます。すでに私は必要な範囲において、このような刑を受けたことを経験の中で述べてきましたし、隠そうとも思ひません。今百歩ゆずつて私が被告の述べたような前科の罪名そのものを行なつた人間だとしても、私がこの訴訟で提起しているように、私を強制連行強制労働した上戦後も一方的に私の国籍を剥奪し、大村収容所に収容し、出所後も一貫して私の日本における在留をおびやかし、私の半生を破壊してきた日本国の私に対する責任は何ひとつ消えるものではないと私は考えています。むしろ、被告が第二準備書面と乙第三一五号証で明らかにしたことは、日本の出入国官憲及び司法官憲が在日朝鮮人の事務取扱についてさえ、日本国の都合のよいように書きかえたり、私の話した内容のいかげんな解釈を記録しているかを明らかにしています。例えば、日本人の住民票において本人の名前や生年月日、父の名前や本籍地の記載があるでしょうか。ここにも日本国の在日朝鮮人に対する差別政策がはつきりあらわれていると思います。

## 原 告 第 四 準 備 書 面

ハ一九七七年七月一八日▽

一九七五年八月十一日提起された「日本

国籍確認等請求の訴」は具体的には原告個人の国籍確認の訴ではあるが、在日韓国人朝鮮人の国籍問題に大きな影響を及ぼすものである。日本政府が一方的行政処置によつて在日韓国人朝鮮人から日本国籍を集団的に強制剥奪した実態を日本社会、国際社会に告発すると共に、ここではまず「国籍の本質とは何か」を問い合わせ、その後領土変更に伴う国籍変動について述べる。

一、国籍の本質とは何か 私達は一般に国籍という時、国籍と民族を同一視する場合が多い。即ち韓民族は韓国国籍、大和民族といえども日本国籍というように理解してきた。しかし現代において、又国際法的側面では、民族概念として理解されているのだろうか。ここでは「国籍」という用語はどこまでも法的用語であり、法的立場、特に国際法的側面からみるのである。

国籍という用語が使用される以前は「定住」という用語が使用された。社会的動物といわれる人間がある地域に定住することによって形成される色々な側面を考えれば、人間が生れ、育ち、教育を受け、社会生活において築かれる人間的き

ずな、このきずなこそ国籍の本質であるといえる。一九五五年四月六日、国際司法裁判所は国際関係の唯一の判決であるノッテボーム事件判決において次のように述べている。

「国籍は結びつきという社会的事実に基づきつけられている法的きずなものである。社会的結びつきは生存、利害、感情等の事実上の連帯関係であり、これに権利義務の対応関係が結びついている。国籍は次のような事実の法的表現であるといえる。国籍が直接に法によつてか、当局によつてかさづけられた個人は、事実上すべて他の国家の住民よりも国籍を個人に与えた国家の住民に一層密接に結びあわされているという事実である。」

国籍という法的用語において法的要素の事実的要素を検討すれば、この事実的因素はきずなであり、このきずなを決定するため考慮すべきことは出生、住所、商業、活動の場所、政治的権利の行使等である。このようないきずなは定住によってのみ形成されるので、国籍という用語が使用される以前は「定住」という用語を使用した。その意味で国籍の最も重要な要素は居住権である。国籍を保有するということは完全な居住権を保有することである。一九三〇年、ハーグの「無国籍に関する特別議定書」第一条に、「常時赤貧状態にあるとき、また少なくとも

も一ヶ月の禁固の刑に処せられその執行を終えた時滞在国の請求により国籍国は引きとる義務あるものとす。」とある。外国人という法的地位、国籍即ち完全な居住権がない場合、右のような状況があればすぐ強制退去せしめられ、国籍国が引きとらざるを得ないのである。国籍を保有していない場合、権利としての居住権がなく、いつでも退去におびえながら生活せざるを得ない。居住という事実の法的表現が国籍であるので、居住の事実のない国籍は抽象化され空洞化された国籍である。

国籍という用語を固定した概念として定義づけることはできないと思われる。時代によつてその概念の内容が変化しているということである。ちょうど結婚という用語と同じである。封建時代における結婚の概念とは根本的に差異があるにもかかわらず同じ結婚という用語を使用している。国籍という用語も同じである。近代国家は領土国家である故、多数の民族が共に住む意思をもつて民族文化、民族の誇りをもつ民族の一員としての個人を尊重すると共に、そのような個人個人が深く結び合つて築かれる国家こそまさに近代国民国家であり民主主義国家である。それ故民主主義国家はこの結合の実体、きずなを認めるだけである。このようなきずながある人を国籍保有者

として認めるということだけである。原告が三回にわたって生活の実態を陳述した理由はまさにこの点にある。きずな、い生活的の実態、居住の長期化、即ち定住による生活の実態、きずなこそ国籍でありこれを認めるべきである。

## 二、国内立法による国籍の変動 一九二五年十月八日の国籍法の発展的法典化の専門委員会の説明書に次のように述べられている。

「全く明白なことは国籍に関する問題は排他的に特定国家の国内立法に属する問題とみられている。この領域は厳格なものであつて、そこでは主権の諸原則が最も強い表現を見い出すものである。国际法の現状では国籍の問題は原則として特定国家の独占的管轄に留保された領域の中に含まれている。」

しかし、一九三〇年、ハーグの会議で大きく前進した。第一条に、「国内立法ニ依リ何人カ自國ノ國民タルカラ決定スルハ、各國ノ權限ニ属ス。右ノ立法ハ國際條約、國際慣習及ビ國籍ニ関シ一般ニ認メラレタル法ノ原則ニ一致スル限り他ノ諸國家ニヨリ認メラルヘン」とある。特定国家の独占的管轄に留保されていた国籍に関する事項が國際條約国際慣習及び一般に認められた法の原則によつて制限されたのである。

第二次大戦後は基本的人権の尊重とい

う観点から国籍に関してより一層制限が加えられた。一九四五年六月二六日国際連合憲章の前文の中に「基本的人権と人間の尊嚴及び価値と男女及び大小各国の同権とに關する信念をあらためて確認し」として基本的人権が保障された。一九四八年十二月十日国際連合第三回総会で採択された世界人権宣言第十五条には次のように規定されている。

「何人も国籍を有する権利を有する。何

人もほしいままにその国籍を奪われ又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」一九五一年七月二八日成立した「事実上の無国籍者」といわれる避難民に関する「避難民の地位に関する条約」、一九五四年九月二八日成立した「無国籍の地位に関する条約」、一九五七年一月二九日「妻の国籍に関する条約」、

一九六一年八月三〇日「無国籍の減少に関する条約」、一九六六年十二月十六日国際連合第二回総会で採択され一九七六年三月二三日に発効した「国際人権規約」等は国籍に関する事項を基本的人権として認め、国際法的制限があることを明白に示している。

## 三、国際法的事実による国籍の変更 領土変更に伴う主権の変更による住民の国籍は事実上当該国の利害の問題である。それ故国内法の問題ではなく、領土変更に

なる。一国の支配から他国の支配に入る領土の住民はその国籍を変更するという国際法規範がある。即ち從来の国籍を喪失して新しい国家の国籍を取得するという規則である。これは長い慣行から生まれ、学説の上でも承認された規定である。これを深く研究したハンスヨールク・イエリーネックによると、条約による、又は条約外の国家承継の際、国籍の変更は自動的に国際法的事実に基づいて起る。この事実の意味は、それが国家活動範囲に入らず、また国家の意思表示もなくして人の国籍変更の効果をもつものである。このような国籍変更が起るには一般に該当者の特別の申請を必要としない。この規則は国籍の得喪を自ら定める唯一の国際法規範である。（国籍と人権、六七頁、酒井書店）

「日露通好條約、一八五五年二月七日、  
「今より後、日本國とロシヤ國との境、エトロフ島との間に在るベシエトロフ全島は日本に屬し、ウルップ全島夫れより北の方『クルル』諸島はロシアに屬す。カラフト島に到りては日本國とロシア國との間に於て界を分たず是迄在來の通たるべし」

領土の確定により住民の国籍が国際法上確定された。

「第一条 韓日併合條約、一九一〇年八月二二日

スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本國

皇帝陛下ニ譲与ス

第二条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ゲタ

ル譲与を受諾シ且全然韓國ヲ日本帝国ニ

併合スルコトヲ承諾ス」

この条約によつて韓國に居住してゐた住民はすべて領土変更といふ國際法事実に基づいて日本国籍となつた。

一九五二年四月二八日サンフランシスコ平和条約第二条 a 項 b 項 c 項において領土変更された地域の住民は日本国籍を喪失して譲受国の国籍を國際法的事実に基づいて取得することになる。逆に領土変更のなかつた日本本来の領土に居住する住民の国籍は変動しないことになる。在日韓国人朝鮮人、台灣人はサンフランシスコ平和条約によつては日本国籍を喪失しないことは明白である。

四、右の原則を緩和するため、当事国は条約の中に国籍条項を設けることがある。国籍条項において国籍選択制度を採用したり、又は当時の合意に基づいて処理するのである。

樺太千島交換条約、一八七五年五月七日、第五款

「交換セシ各地ニ住ム各民（日本人及ビ露人）ハ各政府ニ於テ左ノ条件ヲ保証ス各民並共ニ其ノ本国籍ヲ保存スルヲ得ルコト：」

条約で日本人、ロシヤ人が国籍をそのま

ま保有することを規定した。

樺太千島交換条約付録、一八七五年八月二二日、第四款

「樺太島及『クルル』島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且其ノ儘現領主

ノ臣民タルノ權ナシ。故ニ若其ノ自個ノ政府ノ臣民タランコトヲ欲スレバ其ノ居住ノ地ヲ去り、其ノ領主ニ屬スル土地ニ赴クヘシ。又其ノ儘在來ノ地ニ永住ヲ願ハハ其ノ籍ヲ改ムヘシ。各政府ハ土人去就心ノ為メ此条約付録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三ヶ年ノ猶余ヲ与ヘ置クヘシ。

此三ヶ年中ハ是迄ノ通樺太島及『クルル』島ニテ得タル特許及義務ヲ变セシテ漁獵及獸獵其他百般ノ職業ヲ營ム事妨ナシト雖モ總テ地方ノ規則及法令ヲ遵奉スヘシ。前ニ述フル三ヶ年ノ期限過キテ猶双方交換済ノ地ニ居住センコトヲ欲スル土人ハ總テ其地新領主ノ臣民トナルヘシ」

當時兩交換地域内の住民は日本人、ロシア人、「土人」（アイヌ人）であり、日本人・ロシア人には一定期間内の退去を要求していない。アイヌ人については三ヶ年間の猶予と国籍選択権が与えられた。即ち樺太のアイヌ人は樺太に永住したままで日本国民でいることは認められなかつた。そのため三ヶ年以内に日本領土の北海道に移つたアイヌ人が八五〇名いたといわれる。右猶予期間後なお樺太を退去しなかつたアイヌ人はロシア国民に、

千島のクルル諸島を退去しなかつたアイヌ人は日本国民となつたのである。（民

事月報、第一五卷第二号、国籍特集）

下関条約、一八九五年四月十七日、第

五条

「日本ヘ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ自由ニ其ノ不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為メ本

条約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶予スヘシ。但シ右年限ノ満チタルトキハ、未ダ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本臣民ト視為スコトアルヘシ」

台湾、澎湖列島の住民の国籍選択が規定されている。二箇年の間に退去すれば中國国籍を選択できるが、退去しなかつた住民は日本国籍を國際法事実によつて当然に取得するのである。国籍変更の時期は条約が発効した時点である。一八九九年六月二〇日、勅令二八九号「国籍法を台湾に施行する件」が施行された時ではないこと、即ち国内立法によつて国籍変動が生じたのでないことを追記しなければならない。

第十条  
日本ニ譲与セラレタル地域ノ住民タルロシア國臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ売却シテ本国ニ退去スルノ自由ヲ留保ス。但該ロシア臣民ニ於テ譲与地域ニ在留セム

日本露辟和条約、一九〇五年九月五日、

ト欲スルトキハ、日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ条件トシテ完全ニ其ノ職業ニ從事シ且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護サレルヘシ。日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ対シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ、又ハ之ヲ該地ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス。但日本國ハ前記住民ノ財產權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。」

この条約発効時に、ロシア國臣民にアイヌ人が含まれるかどうかで意見がわかれていったが、実質的には南樺太に居住するアイヌ人は日本国籍を有するのである。ロシア人はロシア国籍を保有したことは明文規定があるからである。

五、第二次大戦は日本の敗戦により終結しサンフランシスコ平和条約第二条 a 項 b 項 c 項において領土の放棄が規定された。  
日華平和条約、一九五二年八月五日、

第十条（国籍）

「この条約の適用上、中華民国の国民には台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫で台湾及び澎湖諸島において中華民国が現に施行し又は今後施行する法令に基いて登録されるすべての法人を含むものとみなす。」

ここで「中國が國が現に施行している法令」とは「在外台僑国籍処理弁法」をさしていると思われる。「在外台僑国籍処

理弁法」は一九四六年六月二二日中国行政院令で発布された。内容を要約すると、

1、台僑は一九四五年十月二十五日を以て中華民国の国籍を恢復する。

2、在外台僑は駐外大使館、公使館または領事館に於て華僑登記弁法によりただちに登記を行なわなければならない。すでに登記を行なつた台僑には登記証を發給し内政部にこれを報して備案を行なわなければならない。前記の登記証は国籍證明書の効力を有するものとする。

3、在外台僑が登記を申請するには、その者が台湾の籍貫を有するに相違ないことを保証する華僑二人を備えなければならぬ。中国国籍の恢復を希望しない者は駐外大使館、公使館または領事館に国籍の恢復を希望しない旨声明することができる。前記の声明は一九四六年十二月三一日までにこれを行なわなければならぬ。

4、駐外大使館、公使館または領事館は中國国籍の恢復を希望しない旨声明した在外台僑に対してはこれを許可し且つ内政部に報して備案すると共に、その僑居地国(政府)にこれを通知しなければならない。日本方面に於ては駐日代表から連合軍総司令部に通知してこれを日本政府に転知するものとする。

5、中国国籍を恢復した在外台僑の法律上の地位と待遇は一般の華僑と全く同一とする。日本及び韓国の国内にある者は同時に他の連合國の僑民と同等の待遇を享受するものでなければならない。

6、この弁法は公布の日からこれを施行する。

中国の国内立法によつて六ヶ月間の期間を与え、自由意思により中国の国籍の回復を希望しない旨声明する権利を在外台僑に与えたのである。これは国内立法による国籍選択を國際条約で追認したものである。在日台湾人が実質的にどのようなになつてゐるかについては明らかでない。

第一次韓日会談、一九五二年二月一五日～同年四月二十五日

総司令部が日本政府に對して、在日韓国人の国籍問題に關して韓国政府と会談することを要請したため一九五一年十月二〇日から韓日予備会談が始められた。この時日本政府はすでに講和条約の調印を終え、主権國家として復帰することが予定されており、他方韓国は六・二五動乱中であった。会談の主要な問題は在日韓国人の国籍問題だつた。日本側の主張は、在日韓国人が韓国国籍をもつてゐることを韓国側に確認させ、平和条約発効後に彼らを「外国人」として取扱い、一般外国人に加える全ての制限を在日韓国人にも加えようとするものであつた。韓國側は、在日韓国人は日本において特殊

な地位を占めている外国人であることを指摘し、一般外国人よりも優待を受けるべきであると主張した。日本側は、生活保護を受けていた在日韓国人が約六万人に達しており、これらを漸次退去させると主張した。一九五二年四月一日には協定案がほぼ合意した。

#### 在日韓国人の国籍及び待遇に関する韓日協定案

大韓民国及び日本国は一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生に伴ない、太平洋戦争の戦闘が終止される以前から継続して日本国に在留する韓国人の国籍を確定する必要があることを認め、又前記の国籍の確定に伴ないこれら韓国人の待遇に対し特別な措置を構成することが必要であると認め、よつて大韓民国及び日本国はこの協定を締結した。

第一条 この協定に於て在日韓国人とは太平洋戦争の戦闘が終止された日以前から継続して日本に住所を有する韓国人をいう。

第二条 1、大韓民国は在日韓国人が大韓民国国民であることを確認する。

2、大韓民国及び日本国はこの協定の効力発生日にいたるまでのある時期において韓国人及び日本人相互の身分関係に關する一方の当事国の法令の適用によつてすでに発生した効力を承認する。

第三条 1、日本国政府は在日韓国人がこの協定の効力発生日より二年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書を添付して日本国政府に永住許可を申請する時はこれを許可する。この場合は、一般外国人に適用される永住許可の条件手続及び手数料に関する日本国の方令は適用しない。

#### 2、前項の規定により永住許可を受けた在日韓国人の日本国からの強制退去に関しては、この協定の効力発生日から三年間（日本主張）五年間（韓国主張）大韓民国政府及び日本国政府の当該機関がその実施の為必要な事項に關して協議を行なう。

#### 3、大韓民国政府及び日本国政府はこの協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後前項の期間が満了するまでの間に

おいて、その時の内外の状況により貧困者で日本国又はその公共団体の負担になつてゐる在日韓国人の日本からの退去強制に關して同項の期間を延長することが必要であると思われる時は、協議して二年を越えない範囲内でこれを延長することができる。

第六条 1、在日韓国人でこの協定の効力発生日より三年以内に大韓民国に帰還する者に對してはその所有する動産の携帯に關税その他の課徴金を賦課しない。

2、前項の帰還者はその所有する資金を別途に協議して定める方法により大韓民国に送金することができる。

3、大韓民国政府及び日本国政府はこの協定の効力発生日より二年九ヶ月を経過した後第一項の期間が満了するまでの期間において、その時の内外の状況により同項の期間を延長することが必要であると思われる時は協議して二年を越えない範囲内においてこれを延長することがで

2、前項の権利を享有する在日韓国人が死亡した時は、日本国の方令によつてその権利の相続が認められている場合を除き、その権利は一年以内に日本国法令により当該権利の享有を認められている者に譲渡されねばならない。

第五条 在日韓国人がこの協定の効力発生時現在從事している職業（公務員の職を除く）で、日本国の方令が一般外国人に當該職業に從事する資格を認めていないものに關してはその人が継続して日本国に住所を有する限りこれに從事することができる。

第七条 1、この協定は当事国により各自の憲法上の手続により批准されねばならない。批准書は〇〇で交換するものとする。

2、この協定の効力は批准書の交換日に発生する。但し第四条及び第五条の規定は一九五一年九月八日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生日にソ及して適用される。

以上の証拠として両政府の代表者はこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

一九五二年月日 東京で  
同じく正文である韓国語、日本語、英語で本書二通を作成した。

大韓民国政府のために

日本国政府のために  
日本国と大韓民国との間の友好条約草案、日本側第一次草案

第四条 日本国及び大韓民国は一九四五年九月二日以前のいづれかの時より日本國に引続いて居住する韓国人を含む全ての韓国人が大韓民国国民であつて日本国民でないことを確認する。両国は一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日以前に、いずれか一方の当事国の法令の適用により日本人及び韓国人の相互にわたる身分関係について生じた効果を承認する。

第二次会談、一九五三年四月一五日、

同年七月二三日

扱つてくれるよう要望する。

ヘ一九五三年六月一二日 第五回会議

（国籍分科委員会）  
後最初の送還船が釜山（アサン）に到着したところ、韓国政府は戦前からの日本在住者で刑罰法令違反者一二五人の受取りを拒否した。

ヘ一九五三年五月二二日 第二回会議  
（国籍分科委員会）

韓国側一昨年の会議では、正式に韓日協定が成立した後に発生する退去該当者に関する事前協議がなかつた事実は國際慣習上非友好的であり責任は日本側にある。

日本側一般國際慣習上、事前協議の合意がなされたとしても國家の主権として退去処分権を行使することができる。過去韓国政府が引き受けた前例があり、又國籍未確定ということは創設的効果を意味することではない。

韓国側一去年合意された協定案は国籍の未確定状態を確認するためのものであり、日本の在日韓国人に対する声明と登録事務取扱をみても在日韓国人の国籍は法的にはいまだ未確定状態であるので、国籍が確定される時まで強制退去該当者を引受けることはできない。

日本側一法律論はさておき、政治的に取

日本側一條約の中で国籍を規定しないで

条約に付属する交換公文で定めるのはいかがであろうか。

韓国側一領土の変更のある場合には「住所地領有國の国籍を推定する」という原則を在日韓国人の国籍に関して適用すれば、在日韓国人は日本国籍を取得しその自由意志により祖国である韓国国籍を選択することができるので、今度の会議で

このような原則と異なる協定を締結すれば、それは条約に明示されねばならない。

第三次会談 一九五三年一〇月一六日  
ヘ一九五三年一二月三一日  
委員会

韓国側一前記一二〇名の法的地位は協定成立前にはその国籍が未確定状態にあり又共同協定案によれば事前協議なしには退去処分にすることができない。

日本側一実際現在まで大村収容所に拘束していることは遺憾に思う。このような事態を解消するために、現在でなくとも一定の時期に新たな合意が成立した後に韓国側が引き受けを約束してくれるならばその取扱を研究して適切に処理したい。

貧困を理由とする強制退去は実施しないが、日本側の財政状態が不健全なので無

制限に緩和措置を継続するのは困難である。韓国側が保護責任を引き継いでくれることを望み、その方法で援助金を立替る方式をとつてもよい。

(韓日会談略記、外務部政務局、国会図書館)

第六次会談 一九六一年一〇月二〇日

一九六四年一一月  
ヘ一九六一年一一月一五日 在日韓国人法的地位委員会第二次非公式会議

日本側一外務省条約課は在日韓国人は自分の意思によらないで平和条約発効により日本国籍を喪失したという理由で特殊取扱するという意見である。

韓国側一國際慣例をみても、そのような場合国籍選択権が認められるという精神からみても、帰化にあまり条件をつけるのは考へるべき問題ではないか。

日本側一私もそのように考へる。事実在日本韓国人の取扱は正しく出来なかつた。帰化問題はよく研究してみたい。

韓国側一申請書の提出だけで永住権を与える。

日本側一申請で大韓民国の国民であることを確認できるよう、申請書は大韓民国機関を経由しなければならないと考える。だからといって証明してくれというのではない。

韓国側一この問題はもつと研究してみるとしよう。とにかく簡単な方法でし

なければならぬ。

日本側一国籍確認問題はどのようにすべきか。

韓国側一韓国側としては重要問題である。今後もつと考へてみることにしよう。

ヘ一九六二年二月二〇日 在日韓国人法的地位委員会 第七次非公式会議

日本側(平賀)一協定原案に「国内法によってとられた身分上の効果は相互に認定する」という条項を入れることには必要ではないか。韓国に国籍法も出来たことだし、この文言は余りにも当然なことである。

韓国側(李)一それはそうである。その他に、在日韓国人が日本国籍を離脱して大韓民国の国籍を回復するという国籍確認条項は私達の側の草案のみならず、日本側の草案にも入っている。国籍確認条項を協定文书中に挿入しようということは従前にも説明したところであるが、第一に領土の変更がある場合には国籍を確認する条項を挿入することが一般的な慣例であり、第二に國際私法において身分行為の準拠法である本国法を適用する際の本国を確実にする意味で国籍確認は必要なことである。

日本側(平賀)一そのような条項は余りにも当然のことなので不必要だし、「在日韓国人は韓国人である」という表現はおかしいのではないか。国籍確認問題は

国内法上の問題であるのにそれを國際条約に規定するというのもおかしいことだ。

韓国側(文)一領土変更にともなう国籍問題は単純な国内問題ではない。國際法の問題である。領土変更がある時に、変更された領土に居住している在日韓国人のよ

うな場合は本国である大韓民国の国籍を取得すると同時に国籍選択権も認められるのが一般的な國際慣例である。このようない、むづかしい条件のない特別帰化のようものが認められねばならない。

日本側(平賀)一国籍選択は当初に決定されるべき問題であつて、すでに時期を逸した。

韓国側(文)一それ故に、その精神だけをとりあげて特別帰化のようなものが認められるべきだということである。

韓国側(李)一国籍条項は対人主権を確認していろいろな身分上の混乱をなくすためにも必要である。

日本側(平賀)一それはその時に当該使用者が国籍証明をもらつて提出すればいいのではないか。

韓国側(李)一それはそうだが、当事者の国籍を証明することと在日韓国人が大韓民国の国籍を取得するということとは

全然異なることである。

日本側（池上）－朝連系も社会党も同条項が「国籍を強制」するものであることと会談反対の口実のひとつにしているので国内的にもむずかしい問題である。

韓国側（文）－それを会談反対の表面的理由としているのか。

日本側（池上）－そうだ。

韓国側（文）－国籍条項がなくなれば社会党が賛成するとでも思うのか。

日本側（池上）－それはそうだが在日韓国人は韓国人であるという表現はおかしいのではないか。

韓国側（文）－表現は問題ではない。必要性と原則が問題だ。

日本側（ヤノ）－それではアメリカにいる韓国人も大韓民国の国籍を確認する条項が必要なのか。

韓国側（文）－それは初めから異なる話だ。アメリカの場合は無国籍者が国籍を取得したか、初めから私達の国籍をもつているものかである。しかし在日韓国人は一時日本国籍をもつていたものではないか。そして表現は例えば日本裁判所判例にあるように「韓日併合がなかつたならば韓国の国籍を取得したであろう者で日本に居住している在日韓国人は大韓民国の国籍を取得する」とすることができるのでないか。

日本側（平賀）－それは判例で特別な理

由があつて使用したものだ。

韓国側（文）－だから表現方法は問題ではないということだ。いくらでもよい方法があるではないか。

韓国側（李）－そして帰化問題に関する意志によるものである以上、韓国政府としては帰化を奨励しようというのではな

いが、日本に長い間居住した貧しい在日韓国人が自己又は子孫の将来を考え帰化を希望しても日本国籍法の要件のために許可されないことが多いという。このようないい人達の帰化が許可されるように救済する方法が講ぜられることを希望する。

日本側（平賀）－生活保護対象者だからといって必ず帰化ができるとは限らない。帰化許可において貧しい在日韓国人を特殊取扱をするならば、今までむずかしい手続をふんで帰化した他の人達に対して不公平な結果を招くからむずかしいことである。

韓国側（文）－韓日条約が締結され国交正常化がなされた後に帰化その他の問題が容易になるというのは当然のことではないか。

日本側（平賀）－永住権賦与のため国籍証明問題はどのように考えるか。日本側としては自國政府の証明が必要であると考える。例えば台湾人は台湾政府が無関心で証明を出さない場合が多い。このよ

うな困難があるため国籍確認の方法がないので *de facto stateless* 事実上無国籍者として取扱う以外にない。在日韓国人の場合においては義務教育等特別待遇の場合を考慮しても何らかの証明が必要である。

ヘ一九六二年一〇月一一日 法的地位  
関係会議第二回会議

日本側（小川）－永住権の範囲に關しては今後日本側の案を正式に提示したいが今日とりあえず非公式にその一端を説明したいので聞いてほしい。前の会議で話したように韓国側の提出した「二〇年～三〇年後の再協議」案は必ずしも最良の案であるとは考えられない。前にお話したように、在日韓国人の永住権は特殊な永住権で、このような特殊な永住権を将来永い間認めるることは日本の一般国民感情が許さないであろうし、国会に対する説明も困難である。それに問題を完結できないで後に残すのはよい解決であるとは考えられない。そこで日本側としてはこの「再協議」案に代え、彼らが二〇才に達した時に帰化の機会を与え解決するものがよいのではないかと考える。即ち便宜上平和条約発効当時までに出生した者を一世とし、その後に出生する者を二世以下と区分して、一世には永住権を与え二世以下に対しても彼らが意思能力をもつことのできる二〇才に達した時に本

人が希望する場合、原則的に日本に帰化することが出来る機会を与えるようというものである。在日韓国人は平和条約発効の時に国籍選択権が与えられていなければならぬのに事実上そのようにできなかつた。それ故に実質的に国籍選択と同一の結果をもたらす帰化の機会を与えるというものである。

(第六次韓日会談会議録II 外務部政務局一東京大学東洋文化研究所保存)

## 原 告 第 五 準 備 書 面

△一九七七年一一月七日△

前回に統いて韓日会談第六次会談について述べる。

一九六二年一一月二一日 法的地位  
関係会議第六回会議

韓国側(李)一やはり協定で定めておく

のがよいと思う。共同委員会Joint Committeeとはどのようなものかいうのか。

日本側(小川)一ただ内部で非公式に少し考えてみただけだ。次に国籍確認条項は必ず本文に入れねばならないか。

韓国側(李)一それが韓国側の立場である。今財産搬出問題も具体的に検討してみなければならない。

一九六二年一一月三〇日 法的地位  
関係会議第七回会議

韓国側(李)一日本側文書に対する質問を継続したい。第二一二に「韓国政府発給の国籍証明を添付」となっているが、これは必ず必要なのか。何回も説明したように公知の事実を再び証明すべき必要がどこにあるのか。もちろんケースバイケースで疑わしいものについては協力するが原則的には証明を添付しなくてもできるようすべきだ。

日本側(小川)一韓国側は国籍確認条項を要求しながら国籍証明添付には反対し、日本側は国籍確認条項に反対しながら国籍証明を要求しているが、これは矛盾したことのようである。国籍確認問題が解決されれば国籍証明問題も解決するかも知れない。

日本側(小川)一韓国側は国籍確認添付に同意するかも知れない。

日本側(池上)一国籍確認と国籍証明は相互関連性がないと思う。

日本側(小川)一卒直にお話しするならば、(これは記録しないではほしい)国会対策上、日本は国籍条項に同意できない。

日本側(池上)一国籍確認と国籍証明は相互関連性がないと思う。

日本側(小川)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

日本側(トミタ)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

日本側(トミタ)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

日本側(トミタ)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

日本側(トミタ)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

韓国側(李)一表現が問題なのではなく事實上証明を添付しないようにしようとすることはできると考へる。

韓国側(李)一表現が問題なのではなく事實上証明を添付しないようにしようといふことだ。

△一九六二年一二月一九日 法的地位  
関係会議第一三回会議

日本側(小川)一予備折渉でどのような話があつたのか知らないが、自分としては法的地位問題は私達だけ(即ち委員会レベル)で解決したい。しかし国籍確認問題だけは上にあげなければ後の処理が大変難しいであろう。

△一九六三年二月六日 法的地位  
関係会議第一五回会議

日本側(トミタ)一永住権の範囲と退去強制が決定されても国籍確認問題が大きな問題になるだろうと思う。

△一九六三年三月一八日 法的地位  
関係会議第一九回会議

韓国側(李)一在日韓国人の永住権付与の範囲に関して、私はこの間の討議経過を検討してみた結果、私個人としてはい

いろいろな疑問点をもつようになつた。特にその中の一つとして、二次大戦後の在日韓国人の国籍処理問題に関する日本側主張は法理論的に矛盾があると思う。日本側は在日韓国人がサンフランシスコ平和条約の発効で韓国国籍を回復したと述べているが、韓国人は本国にいる人であれ、日本等外国にいる人であれ二次大戦終了で日本の統治から離脱して日本国籍を離れており、大韓民国建国以後は独立した大韓民国の国民になつたのであり、日本側の主張は厳然たる事実を無視した機上の空論にすぎないのでないか。

日本側（池上）一在日韓国人に関してみれば、その国籍に関する終戦後の地位が大変微妙である。彼等は平和条約発効前までは日本国籍をもつていたか、又は二重国籍者であると一応はみることができるのである。従つて平和条約の発効で法律上明らかでなかつた地位が明確になり、その時正式に韓国国籍を回復したとみることができるようにだ。

韓国側（李）一しかし韓国本土における韓国人と日本における韓国人を法律上区分して論することは法理論上の貫性がないことになる。日本側のそのような解釈に従うならば、韓国本土の韓国人も平和条約発効前には日本国籍をもつているが、二重国籍者かとみると完全にかけはなれた法律解釈ではない

か。韓国人は二次大戦終戦即時に日本統治から完全に離脱したもので、その時からは日本人であるということはどうていどきないし、彼等は韓国国籍だけをもつていて二重国籍者であるとみることはできないのではないか。

日本側（池上）一その点が日本側法理論の弱い点であると思う（笑）この在日韓国人の国籍回復日時問題も今交渉している協定でいずれ解決しなければならない問題であると考える。

（第六次韓日会談議録Ⅲ、Ⅳ 外務部政務局一東京大学東洋文化研究所保存）

以上、今まで入手し得た交渉議事録から国籍に関係のある韓日両国代表の発言内容を述べた。

六、国籍と在日韓人の法的地位協定これまで知り得た交渉議事録から次のことが明らかになつた。

1、第一次会談（一九五二年）で国籍に関する条項を含む協定草案が両国の合意で作成された。

2、第三次会談（一九五三年～一九五七年）の交渉議事録における韓国側発言「去年合意された協定案は国籍の未確認状態を確認するためのものであり、日本の在日韓国人に対する声明と登録事務取扱をみても在日韓人の国籍は法的には未だ未確定状態であるので、国籍が確定される時まで強制退去該当者を引受けるこ

とはできない。」のように在日韓人の国籍は未確定状態である。それ故強制退去該当者の引受けを拒否した。このことは国籍問題を考える時国際法的に重要なことである。協定が正式に調印され発効するまでは国籍は未確認状態である。一九五七年一二月三一日「韓日抑留者相互釈放に関する覚書」に調印、大村収容所から戦前からの居住者が釈放された。

3、第六次会談（一九六一年～一九六年）において、韓国側は領土変更に関する国際慣習、国際法の原則に従い、国籍確認条項を協定本文に入れるよう主張した。このことによつて、この時点においても在日韓人の国籍は法的には未確認状態であったといえる。

4、これまでの交渉経過と国際法的側面からみても、条約本文に国籍条項を入れるべきであったが日本側の強い反対により条約本文に入れることができなかつた。その反面日本側主張の国籍証明問題が法的地位協定の合意議事録において合意された。

5、国際条約により大韓民国の国籍が証明された範囲は協定永住許可申請をした人々である。「在日韓人の法的地位協定の合意議事録」において次の点が了解された。

1、同条1又は2の規定に従い永住許

可の申請をする者が大韓民国の国籍を有していることを証明するため

(i) 申請する者は旅券もしくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民国の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。」

協定永住許可申請において、大韓民国政府が発行した旅券又はこれに代わる証明書（大韓民国政府が発行した在外国民登録証明書）を提示し又は陳述書（大韓民国に国籍を有する旨の陳述）を提出した人々はその時点において大韓民国の国籍が証明された。

七、結び 国際法的側面から在日韓国人の国籍問題について考察すると、基本的人権の保障という立場から最も根本的なしかも非常に大事な問題を韓国側が論理的に指摘追及したが、経済力政治力を背景にした日本側の主張、即ち一方的な行政処置でつくつた既成事実を認めざるを得なくなり合意譲事録のようになつたことがわかる。国籍に関する根本的な問題は大韓民国の国籍を回復するか又は日本国籍の保有をつづけるかという問題であるはずなのに、これは大韓民国の国籍を有するという全く本質的でないことのみにすぎないのである。基本的人権の保障という立場から、在日韓国人に全く自由な意思での日本国籍保有の途を規定し、韓国系少数民族の人権を国際法的に保障す

べきであった。ただここでいえることは協定永住許可申請をした人々は大韓民国の国籍を有することが証明されたということであり、国籍の観点から見たこの協定の最大の効果であったといえる。

法務省は一九六五年一〇月二六日の統一見解で、「国籍欄に「朝鮮」となっているのは「かつて日本の領土であつた朝鮮半島から来日したことを示す用語で国籍を表示するものではない」と述べている。

以上の議論からみれば、国籍欄が用語

としての「朝鮮」となつていて原告金鐘甲（キム・チヨンカブ）は日本国籍の保有者であるといわざるを得ない。

それ故、日本国のかなる一方的な行政処置によつても日本国籍保有者である原告から強制的に日本国籍を剥奪し強制退去を強要することは許されない。基本的人権としての国籍が自己の意思に反して奪われたり強要されたりすることはありえないからである。よつて、国際法的側面から結論できることは原告は日本国籍保有者だということである。

また、原告が原告らを除くその余の在日韓国人らの国籍について日本政府がなした行政措置を告発することは、原告が自己を除くその余の韓国人らの代表であればともかく、そうでない限りは当事者適格を欠くものである。

よつて、以下、原告自身の国籍判断に關係ある部分に限つて認否及び主張をすることにする。

## 二、国籍の本質とは何か。

国籍と民族とは同一視する場合が多いかもしれないが、法的には同一ではない。全然別個のものであり、この点原告は混同している。

## 被 告 第 三 準 備 書 面

一九七七年一月一日

一、被告は、原告の第四準備書面に対してもとのとおり弁論を準備する。

また、国籍と定住とは密着したものであるが、法的には決して同一ではない。

国籍を構成する一要素が住所（定住）である。なお歴史的に、定住が実質的国籍と考えられた時代（例えば、日本でいえば江戸時代）があつたことは否定しない。すなわち現代のような立憲国家、法治國家以前の封建領主あるいは絶対王制の下で、領主及び領民は権力者の支配物であつて移住の自由すら認められていなかつた時代には定住即実質的国籍と考えられたのである。

ところで、国籍というのは、民族又は定住と密接の関係にあることはいうまでもない。しかし、民族即国籍、定住即国籍と考えることは、決して許されない。卑近な例をあげると、韓民族が日本に帰化すれば、民族学的には永久に韓民族に変りはないが、国籍は日本国籍（日本人）である。そのような方はわが国には数十万人存在する。

また、そのような人を含め、わが国民（日本国籍者）が外国に定住してもその定住の事実だけによっては日本国籍を失なわない。依然日本人（日本国民）である。これらは、日本国民が以前に数十万となくブラジル、ハワイ等諸外国に移住し、いわゆる一世として過ごしていることで明らかであり、誰もが認識していることである。従つて、定住即国籍を意味

しないことも多言を要しないところであろう。

三、領土の帰属関係に変更を生じた場合、それに伴つて国籍の取得または喪失をする場合があることを被告第一準備書面で主張しておいたが、その点に関し更にふえんする。

(一) 平和条約第二条a項にいう朝鮮に対する「すべての権利、権原及び請求権」というのは、日本国とのこれらの領域に対する主権を意味し、この主権の中には領土主権のみならず、対人主権をも含む。ボツダム宣言第八項における「日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に極限せらるべき」のなかの日本国の「主権」も同義であつて、この主権のなかには対人主権も含まれるものと解される。明治四三年（一九一〇年）八月二二日の日韓併合条約第一条は、「韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ関スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス」と定めているが、ここに「韓國全部ニ對スル一切ノ統治權」というのも韓国に対する主権のことであり、このなかには韓国人に対する対人主権を含むものと解すべきであるのと同じである。

一般に、一国から他国への領土の全部または一部の譲渡（併合または割譲）が行なわれる場合には、別段の取扱がなさ

れない限り、当該領域に対する領土主権のみならず、当該領域の住民に対する対人主権も譲渡され、これらの住民が領土によって当然に譲渡国（日本）の国籍を失つて譲受国の国籍を取得するものであることは、確立した國際慣習法であつて、この場合はかかわりなく、住民の同意を必要とするものではない。このように、他に特段の取扱がなされ（日露開港条約第一〇条はその稀な例である。）ないかぎり、領土の譲渡が行われる場合に、当該領域の住民の国籍が譲渡国から譲受国に移ることは、譲受国（日本）の当該地域における施政の円満を期するために不可欠なことであり、殊に講和条約においては、もし当該地域の住民の国籍が譲受国に移らないとすれば、譲受国（日本）は、その領域内に旧敵国の多数の国民を擁する結果となつて、それは施政上の障礙となる危険もあるのである。（横田喜三郎・法律学全集56国際法II（新版）八九一九一頁）。

関係住民の意思を尊重するという見地から、十九世紀以来、領土の譲渡を住民投票に付し、住民の多数の賛成があつた場合にのみ領土の譲渡がその効力を生じるものとし、また、領土の譲渡に際して関係住民に領土の譲渡国（日本）の国籍を留保する機会（いわゆる国籍選択権。なおこの選択権を行使し、從来の国籍を留保した

住民については、譲受国は、特別の取極がなくとも、これを国外に退去させることができる。）を与える旨を定めた条約の実例が少くないが（日清講和条約第五条はその一例である。），このような住民投票や国籍選択権が特に条約中で定められるということ自体が、このような特別の定がないかぎり、領土の譲渡は、関係住民の意思にかかわりなく、当然にこれららの住民の国籍の変更を伴うとの原則を前提とするものであることを示している。そして、これまで領土の変更に際して関係住民の意思を尊重することの必要性が唱えられてきたことは事実であるが、領土の変更や、これに伴う国籍の変更について、かならずこれを住民投票に付し、または国籍選択権を与える等の方法によつて、関係住民の意思を問わなければならぬとの国際法上の原則が確立しているといふことができないのである。これまでの実例に従つても、領土の譲渡やこれに伴う国籍の得喪の効果の発生を住民投票や国籍選択権の行使等にからせることとした例も少くないが、このような特別の定をしない条約の例も少なくなく、無条件、無留保の領土変更や国籍の得喪を定めた条約を国際法違反とすることはできないのである（国籍選択権を与える事例は多いが、第一次大戦の際の講和条約においても、アルザス・ローラン

レンスについては国籍選択権は認められず、また、第二次大戦においては、国籍選択権はイタリアとの講和条約によつて認められただけで、他の多くの講和条約においては認められなかつた。横田・前掲書八九一九一頁）。

平和条約第二条 a 項においては、領土の割譲ではなく、朝鮮に対する主権の放棄が定められているが、その趣旨は朝鮮を日韓併合以前の状態に戻し、朝鮮人民の朝鮮に対する主権を回復させることにあると解されるのであるから、放棄の対象の中には朝鮮に対する対人主権が含まれると解すべきことは前述したとおりである。また、この主権の放棄には、これを住民投票に付するのか、住民に国籍選択権を与える等の条件も留保も付されていないのであるから、朝鮮人は平和条約の発効とともに、かつ確定的に日本国籍を失なうのである。そしてこのような無条件、無留保の主権の放棄が国際法に違反するものでないことは、領土の譲渡の場合と同じであつて、平和条約第二項 a 項が国際法的一般原則に反するものでないことは勿論、この規定を無条件、無留保の主権の放棄であり、朝鮮人は確定的に日本国籍を失つたとする解釈が国際法に違反するものでないこともまた明かである。

原告が日本国籍を有しないのは、日本

国が原告から一方的に国籍を剝奪したからではなく、日本国がボツダム宣言を受諾し、無条件降伏をした上で、平和条約によつて朝鮮に対する主権の放棄を余儀において認められたことによるものである。また、法律によらずに民事局長通達（第一準備書面引用）によつて、国籍を剝奪したかのような趣旨の見解も見られるが、右通達は、平和条約の発効によつて朝鮮人の日本国籍が当然に喪失になることを前提として、その戸籍等の事務上の取扱について関係機関に混乱のないように通達を出したものにすぎない。

〔二〕ここで国籍非強制の原則及び人権宣言との関係について付言する。

国籍非強制の原則は、国籍自由の原則とも呼ばれ、当初はこの原則の名のもとに、個人がその志望によつて従来の国籍を離脱して他の国籍を取得することの自由が唱えられ、国籍の積極的抵触及び消极的抵触の防止の必要とも関連して、妻や子の国籍の独立性の要求等の主張の根拠とされるに至つたものである。一九三〇年の国際連盟による国際法典会議で、「国際法の抵触についてのある種の問題に関する条約」、「二重国籍のある場合における軍事的義務に関する議定書」、「無国籍のある場合に関する議定書」及び「無国籍に関する特別議定書」が成立し、国際連合の立法事業として、一九五七年

の「妻の国籍に関する条約」及び一九六年の「無国籍の減少に関する条約」があり、これらの他にも国籍関係の条約として、「重国籍の場合の減少に関するヨーロッパ条約」があり、これらの条約や議定書は、なんらかの点で国籍自由や無国籍及び重国籍の防止ということの立法化を図つたものということができる（江川・山田国籍法八一一頁）。しかしながら日本国はこれらの条約等のいずれに加入しておらず、またこれらの条約や協定においても、国籍の喪失はかならず個人の意思にもとづかなければならぬという意味での国籍非強制の原則がそのまま成文化されているわけではない。また右の意味での国籍非強制の原則がわが国の国内法上でも（日本国憲法第二二条第二項はそのような規定ではない。）また国際法上でも確立しているものとはいうことができないのである。

人権宣言は、一九四八年（昭和二三年）一二月一六日に国際連合総会において採択され、宣言されたものであるが、まずは個人の人権に関して国連加盟各國の努力目標を示したものであるに止り、国際条約としての法的拘束力をもつものではない。日本国は、平和条約に署名をした当時、国連には未加盟であつたところから、同条約の前文に、「日本国としては……世界人権宣言の目標を実現する

ために努力し」ということと同義ではないのである。

なお、西ドイツ基本法第一六条第一項は、「ドイツ国籍は、これを奪うことが不可能な。国籍の喪失は、法律に基くことによるに至つたものとは解することができない。つぎに、人権宣言第一五条の規定は、無国籍と重国籍の防止を目的とするものである。ロシア革命の際に革命政府が国外亡命者の国籍を剝奪し（白系ロシア人問題）、ナチス政権下においてユダヤ人の国籍が剝奪される等、刑罰又は政治的迫害の手段として国籍の一方的剝奪が行われて多数の無国籍者を生じ、また、国外に移住して移住先の国に帰化し、その国籍を取得したにかかわらず、従来の所属国が国籍の離脱を許可しないため重国籍となる事例が少くなかつたこと等にかんがみ、各国家は無国籍者と重国籍者の発生に努力し、特に正当の事由なく国民から一方的に国籍を剝奪するようないふことがあつてはならないとの趣旨を宣言した理念規定である。国内法上の原因によると、国際法上の原因によるとのいふのであるとを問わず、およそ個人の意思にもとづかない一切の国籍の得喪変更を禁止するというほどの明確な内容をもつた規定であるとは解することができない。第一五条第二項の「ほしいままに」という用語も、「正当の事由なく」とか、「不當に」の意であつて、「個人の同意な

くして」ということと同義ではないのである。

人権宣言第一五条の規定の趣旨は上述した通りであるが、そもそも日本国は、第二次大戦において連合諸国に対し無条件降伏をし、平和条約第二条において、朝鮮、台湾等に対する主権の放棄を余儀なくされたのであって、日本国がその自由な意思によつて朝鮮人や台湾人から、これらの人々が従来有した日本国籍を剝奪したものの、あるいは日本国が一方的にこれらの人々に対して日本国籍を否認するものということはできないのである。

またこれらの人々に對し日本国籍を選択留保する機会、即ち国籍選択権を与えるかどうかは戦勝国たる連合国が決定すべきことであつて、日本国に決定権があるわけがないことはもとより、日本国は、

連合諸国に対し、朝鮮人や台湾人に国籍選択権が与えられるべきことを要求し得る立場にもないことに留意すべきである。

## 原 告 倒 証 鉤 申 請

一九七七年七月一八日▽

- 1、国籍と人権 崔昌華 酒井書店  
2、国際法からみた国籍に関する若干の考察 崔昌華 福岡大学大学院論集  
3、日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題 田中宏 法律時報四七巻六号  
4、剝奪された国籍 崔昌華 朝鮮人第一二号  
5、領土変更と国籍の喪失(朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失問題を中心として) 川上太郎 国際法外交雑誌第六七卷第一号  
6、領土変更と国籍 崔昌華 第六回九州国際法学会研究報告要旨  
7、金嬉老事件と少数民族 崔昌華 酒井書店  
8、在日韓人の法的地位及び待遇 載湜アジアの人権第四号  
9、一九七三年(行ウ)第二八号国籍確認請求事件鑑定書 宮崎繁樹  
10、外国人登録法違反事件鑑定書 川上太郎  
11、大村収容所二十年史 法務省大村入国  
12、大村収容所 朴正功 京都大学出版会  
13、日本における朝鮮少数民族 E・W・ワグナー 湖北社  
14、朝鮮人慰安婦と日本人 吉田清治 新人物往来社  
15、朝鮮人強制連行の記録 朴慶植 未来社  
16、国籍と人権 崔昌華 アジアレビュー 一九七五秋  
17、朝鮮人強制労働強制連行の記録—北海道千島樺太篇— 朝鮮人強制連行真相調査団編 現代史出版会  
18、不条理な在日朝鮮人政策 田中宏 三千里八号  
19、在日朝鮮人政策 田中宏 朝鮮人一四号  
20、戦争 読売新聞社会部編 読売新聞一九七七年三月五日(二五日)

# 在日朝鮮人の 国籍確認訴訟

日韓会談秘録、法廷に

崔牧師 あすの口頭弁論で

「はく奪の経過、明らか」

敗戦後、日本に強制実行された在  
カフ)さん(?)=北九州市門司区  
浜町、門司ガ病院内)が國を相  
手として、日本國籍確認と強制出  
行政策による損害賠償三千万円の  
支払いを求めている。國籍確認課  
公)の第五回公判は十八日午  
前十一時から、福岡地裁民事三部  
(南新晋裁判長)で開かれるが、  
金さんの初代人、舊日本基督教  
小教會の植田翠(チエ・チャ  
ンホア)牧師は、この日法廷に由  
本政府が敗戦、朝鮮人を強制出  
行、日本国籍を押しつけながら、  
戰後は日本国籍をハク奪した歴史  
的過程などを述べた第四席陪審  
員を提出する。そのなかで、植田  
さんは韓國政府外務部発行の補密文  
書「韓日会談記」(第六次第

公序公私記」を引用、「十七年から四十年まで十六次にわたった日露会戦での因縁、法的地位をもつてゐる。日本政府のやうとのり頭いかしくいふ。本文などは、これまた必ず扱はれ、現在も木公設のまゝの部分がかなり含まれており、大きな反響を呼びやが。

「略記」が「金澤城」で、現在でも日本本邦では全く(区付地など)一部の城跡が保存してゐた。け。「略記」が漢字あしりのハングル、「金澤城」が完全ハングルのため従来日本人研究家の間ではほとんど知られることがなかつた。

「公表されれば今後の交渉が  
断を招く虞感があるので、撤回。  
したる」と述べ、交渉の内幕を知  
るために一級出頭。  
某さんは自分での質疑の所在  
を見つけ、在日韓国、朝鮮人の國  
籍、法的地位問題を中心と分析し  
た。西文芳じよの日韓交渉部題は  
一。

公表されれば今後の會議に文  
件を扱う機会があるので、『總務。  
ひづる』より、夜想の内幕を知  
るために、一過訪ねた。  
柳さんは自分の資料の所在  
を見つけ、在日韓國、朝鮮人の困  
難、法的地位問題を中心に分析し  
た。西文書による日韓交渉経過は  
――。

第二次会談(二十八年) 日本  
側は「国籍規定の方法は條約に即  
く記せず、交換公文で」と主張。韓

第三次会談（二十八年） 因難  
分子交換会では、大村収容所の在  
日韓国人の強制送還問題をめぐり  
て兩国政府が対立。韓国側は「因難  
籍が未確定な被収容者が韓国に抱  
き強制するのは問題だ」と反対し  
ていた。

第六次会談（三十六年一月九  
年） 日本国側は二十九年九月以  
降日本に居住している人はな  
どを除く（サンフランシスコ  
条約調印前に生まれた子供にも）  
住権を与えるが、それ以後生れ  
た人は本人の希望で日本への帰化  
政策を進める——と明らかにして  
が、韓国側は「帰化促進を認定す  
明記すれば（国民感情からい  
て）逆効果になる。二十年後にな  
る島嶼としての形態がよくきた」と

は「じれり交渉の過疎で、日本政府の正統性が失墜する」といふ點に問題がある。韓国側は、韓国側の主張の正統性を主張するが、その「五十日抗議」は往々この問題が前提となる。ところが、韓國法上の抗議である以上、日本側が主張する領土主張力や、水陸軍の軍事行動から、領化を促進するための不適な方法で、国际法的法理を無視したので、日本国は行政訴訟で在日朝鮮人の日本国籍をなくして取り消したことになるが、第一次世界大戦の末、米紹によって領地を失ひ、日本と結んでいただけで領地が失ひ、日本が領地を失つたので、これが二重の失地だ。

日本側は「在日朝鮮、韓国人を一般外国人として扱う」と主張。韓国側は「在日韓國、朝鮮人の特殊な事情を考慮し、一般外国人より優遇すべき」と反対したが、結局は、日本側が押し切った形となつた。しかし、日本側はこの際、「友好大綱草案」を提出。その中で「一九四五年九月一日以前のハ

國側は「困難の機会」を、領土の交換があつた場合、領主の國に絶対性のが原則。したがつて在日韓国人、朝鮮人は日本本國を有し、おおら、自由民等で公爵を選擇できり」と主張、サンフランシスコ平和条約締結時、在日朝鮮人に國籍保持の自由を与えなかつた日本政府の「誤」を突き、懲罰した。これが「朝鮮統治の在日朝鮮人の永住権を認めると(治安上)困る」という越日の発言も飛ばして、ひきつづいて述べられてゐる。

國策は「國際法の規範」だ、領土の侵奪がある場合、既存領の侵害を止めるのが原則。したがって在日韓国人、朝鮮人は日本領土を有しておらず、自由領として必須の選択である」と主張。サンフランシスコ平和条約発効時、在日朝鮮人に国籍剥奪の自由を与えたかたが本政府の「誰も交渉、差返しに出た。

第三次会談（二十八年） 国籍分科委員会では、大村収容所の在日韓国人の強制送還問題をめぐって西国政府が対立。韓國側は「国籍が未確定な被收容者が韓國に返去強制するのは問題だ」と反対している。

第六次会談（三十六年一三九年） 日本国は〇一十年九月以前から日本に居住している人には水住権を与えるのサノフランシスコ条約調印前に生まれた子供にも水住権を与えるが、それ以後生まれた人は本人の希望で日本への帰化政策を進めることと明かにしたが、韓國側は「帰化促進を断定的に明記すれば（国民感情からいって）過効果になる。二十年後には

張した。  
だから法的根拠は國籍会議では、日本側から「朝鮮総理系の在日朝鮮人の水住権を認めると（治安上）困る」という趣旨の発言も飛ばさない。日本側は「これまで涉縁題については一切公表されていなかった。國文では」の部分を詳細に説明しており、皆さんには「これらの交渉の過程で、日本政府の国策は、何の改革があらわだくなっている」とし、国籍認定が出来ないことを、領土交渉時に居住していた國の国籍が当然である」というのが国際法上の眞理であるとの、日本側の立場が示された。即ち、領土力や、水住権の問題を避けたり、帰化を促進するなどの不適な方法で、国際法の規範をねじ曲げたのである。日本側は行政視点で在日朝鮮人の日本国籍をほんの少し主張しているが、第六次会談の薩米条約によって国籍を定めるのと同じ合意をしていた。これほどまでに明確にしただけで、領土交渉をするのが、もうどうかしらぬ現状ではない。

# 「韓日会議録」引用し争う

「国籍確認訴訟」の金さんあす準備書面提出

戦前日本に強制連行された在日朝鮮人、金鐘甲（キム・チョンカ）さん（56）北九州市門司区浜町、門司労災病院内）が、国を相手取つて日本国籍確認と強制連行による損害賠償の支払いを求めている。いわゆる「国籍確認訴訟」の第八回口頭弁論は七日午前十一時から、福岡地裁で開かれるが、金さん側は、日韓条約締結交渉の秘密文書を引用、金さんに日本国籍があることを主張する準備書面を提出する。

この文書は「第六次韓日会議議録」（韓国外務部政務局発行、東大東洋文化研究所蔵）で、それによると——韓国側は、同会議で領土変更に伴う国籍の変更の際の金さん側は、日韓条約締結交渉の秘密文書を引用、金さんに日本国籍があることを主張する準備書面を提出する。

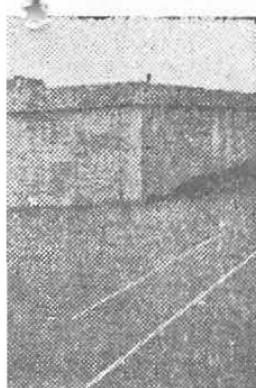
結果的には、日本側の主張通り、合意議事録で、協定永住許可申請の際、韓国の国籍を証明するために旅券、証明書、または本人の陳述書で国籍を証明することに

国際法上の原則に基づいて「国籍確認」の条項を日韓条約法的地位協定本文に入れることを主張している。

これに対し日本側は「率直にお話するならば（これは記録しないで欲しい）対公会対策上、日本は国籍条項に同意することはできない。このような条項を本文に入れれば、社会党が『大韓民国は全朝鮮を代表する政府であるか』という問題で強力に反対するだろう」と反対している。

十八、十九の西日、国会議員や弁護士を中心とする「大村朝鮮人収容所調査団」（団長の龜田得治弁護士ら十四人）が長崎県大村市にある法務省大村入国者収容所を初調査した。収容所内の処遇調査と長期の収容者が訴えている仮放免を収容所側に促進させるのがねらいだったが、仮放免問題は進展しなかつた。調査団は仮放免を求めていた人たちの多くは、「戦後生き分かれになつた肉親との再会を求めて日本に入つて来た離散家族で単なる密入国者ではない」と、人道上の処置を主張したのに對し、法務省側が「何人と言えども密入国者は在留資格はない」と譲らなかつたためだ。しかし、ミソが埋まらなかつたとはいえ、今度の調査が韓国からの密入国者、在日韓国・朝鮮人の待遇、さらに人権とは何かを改めて考えさせる契機をつくり出したといえる。

127人が収容



表したもの

敗訴訟を起こしている。一日現在の収容者百一人（女性八人）のうち、訴訟者は十八人。通常だと、収容から差還までの期間は四、五ヶ月だが、訴訟を起こすと裁判が確定するまでどうしても収容期間が長引くてしまう。このため収容

三十九年）ですら、在日朝鮮・韓国人の国籍は法的には未確認の状態にあったことを示している」としたうえで、このような論議が日韓の両当事者でかわされたことは「会談時（昭和三十六年）

三十九年）ですら、在日朝鮮・韓国人の国籍は法的には未確認の状態にあったことを示している」としたうえで、このようないい。このように本邦では、日本側の主張としている。従つて、被告側の主張する「サンフランシスコ条約発効とともに在日朝鮮・韓国人は日本国籍を離脱した」という主張は誤りであり金さんは依然として日本国籍がある——と述べている。

三十九年）ですら、在日朝鮮・韓国人の国籍は法的には未確認の状態にあったことを示している」としたうえで、このようないい。このように本邦では、日本側の主張としている。従つて、被告側の主張する「サンフランシスコ条約発効とともに在日朝鮮・韓国人は日本国籍を離脱した」という主張は誤りであり金さんは依然として日本国籍がある——と述べている。

三月廿日、大村取容所から密入国の韓国人百三十六人（女性十五人）が九州商船（本社・長崎市）の楓丸（五九五t）で韓国へ送還された。この中に「日本に残りたい」と書いて自殺を図った人が含まれていた。

黄宗さん（三十一歳）で、送還日の二日前零時十五分じて、取容所内の部屋で、荷物のこん包に使う帶金管理事務所の所長、次長の出で腰を切った。国立長崎中央病院に運ばれ、八針ぬつたが、送還に

## 解説

# 「仮放免」で進展なし

## 過去の歴史再検討促す

一九一〇年の「日韓併合条

約」以降、土地を失った農民たち

が日本での職を求めて玄界灘を渡

った。戦時下では鉱山や建設現場

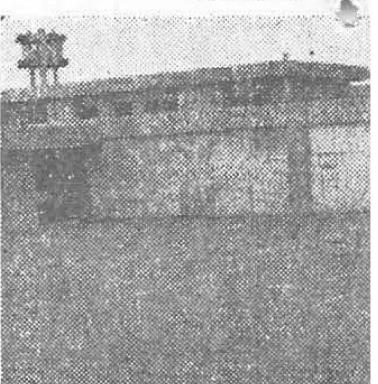
で強制連行、さらに徴兵も加わって終戦間際は約二百万人に達した。その後、多くの人たちが祖国へ帰つて現在の六十五万人になつた。この間、親子の離散が数限りなく発生しただろう実情をない

のがどうに、建前論に走る熱量、法理論では、収容者の訴えがやむことでもまたあり得ないだろう。

支障ないとして同日、楓丸で送還された。黄さんは済州島出身で、三十六年ごろ密入国し、覚せい剤取締法違反で逮捕され、昨年十二月二十四日、大村取容所へ。大村取容所側は「黄さんはかねがね日本在留の人たちは退去強制令無効の行為を認めた」と、

調査所に参加した弁護士と面会したが、どの人も「一日も早い仮放免を願い出た」と。ところに取容所内では裁判を取り下げたら仮放免させるという話を聞かれるが、最近では取り下げる人は送還された。いつはどうすればいいんだ」と悩んでいたという。退去強制令無効の訴えを起こした場合、裁判所は送還執行停止の

法務省大村入国者收容所。されている（大



## 朝鮮人收容所調

韓国からの密航者を含めて在日韓国人・朝鮮人の処遇は、「外国人」である以上、日本国民と異な

る制約を受けるのは当然という考え方で、日本政府の自由裁量にゆだねられている。しかし、一口に「外国人」といつても、在日韓

国、朝鮮人が日本で生活の基盤を置くようになつた日本の植民地政策とどれほど関連づけて考えられているのか

在日韓国人（朝鮮人）に参政権を与えよーと全国でもユニークな運動を開催している北九州市小倉北区白銀、在日大韓基督教小倉教会牧師の崔昌華（チ・ヤンホア）氏は、去る四月二十八日午前、出張先の京都で本紙記者と会い、今後の運動として「在韓国人の日本国籍を届け出により認めさせるよう」幅広く運動を開拓したいと注目すべき発言を行った。崔昌華氏はまた、日本国籍の取得を感情的に忌避する者には、永住の意志表示とともに参政権を付与するようにさせべきだと述べたが、崔氏の日本国籍獲得運動は、今後内外で大きな論議を呼ぶものと思われる。崔昌華氏の発言要旨は次

在日韓国人（朝鮮人）は四年、五十年日本に住み、日本で永住する意志をもつていて、日本人同様、国税および市・県民税を義務として納めているが、極くわずかに一部地方自治体の条例で「特別手当」として児童手当と同額を支給するなどの措置を取っているだけであり。

崔昌華氏



## 「在日韓国人の日本国籍届け出により認めよ」

# 現行の帰化には反対 国籍獲得運動展開へ

## 北九州市の崔昌華氏

現在、在日韓国人（朝鮮人）は六十四万人といわれ、日本生れの二、三世が八五%を占めているが、いずれも、外国人としてのことで、種々の権利が保障されている。

日本国民として日本に強制され、された者たち、また子孫たちは、いざなみ、日本国籍を持つ」とされ、間もなく、外國人にされ、サンフランシスコ平和条約締結後、本人の意思を問われず日本国籍をは

日本には基本的人権の保障を柱とする日本国憲法があるが、在日韓国人は例え日本で生まれ、日本で生活し、日本に骨を埋めても、外国人であるといふ理由で適用されなくとも違法とはならないようになつてい

在日韓国人は日本時代、日本国籍だった。戦後間もなくは「おお帝国の国籍を保有してい

しかし、日帝時代は「帝国臣民」、日本の敗戦後は一時「日

人が約十一万人で、大部分が在日韓国人である。

シスコ平和条約締結後、本人のみなす」になり、平和条約効力による。在日韓国人は内地に居住している者を含めて、すべての差別を、生きていく上で受け入れなければならないことは、あまりにねばならない」とは、あまりに日本本人の「身勝手さ」ではな

った。

「朝鮮人および台湾人は内地に居住するが、極くわずかに一部地方自治体の条例で「特別手当」として児童手当と同額を支給するなどの措置を取っているだけであり。

日本国籍獲得運動の展開について日本国籍保有者で、それ

として日本国籍保有者で、それ

として日本国籍を民族概念と同一線上におかれることに反発があるという感情的側面を無視する」とはできない。だが韓

国人がかつて侵略し、現在も抑圧者としての日本国籍者に自己

が同一線上におかれることに反発があるという感情的側面を無視する」とはできない。だが韓

国人がかつて侵略し、現在も抑圧者としての日本国籍者に自己

が同一線上におかれることに反発があるという感情的側面を無視する」とはできない。だが韓

国人がかつて侵略し、現在も抑圧者としての日本国籍者に自己

が同一線上におかれることに反発があるという感情的側面を無視する」とはできない。だが韓

国人がかつて侵略し、現在も抑

圧者としての日本国籍者に自己

が同一線上におかれることに反

発があるという感情的側面を無視する」とはできない。だが韓

国人がかつて侵略し、現在も抑

圧者としての日本国籍者に自己

が同一線上におかれることに反

# 日本に批判集中か 米人権規約に調印

【ニコニク五日】為田特派員 カーター米大統領は五日、国連本部で「世界人権宣言」した。まだこの規約に調印していない先進国はこれで日本とフランスだけになった。

「丹波がおやじのやうだね」ルートヴィヒ  
じゆ。他の知識園地から入るのを禁  
めを除くと、日本も國家に勝てりと  
思ひやうだといはつてこない。今、  
然の國體精神のせう、日本は  
然じて世界が治ひやうた絶地であ  
る。

米  
五

育制度の面で、外国人と日本人とを区別してくる。この差異をどう埋めるかが難しく、「とにかく両国競争人だけが問題になつてらるべきではない」（外務省）といふ。また、労働者の権利についても、A 締約が「十分に守られねばならない」と書いてあるが、同時に

## 地位など法的 調印のメド立たず

国際人権規約は、目的的な拘束力を持たない「世界人権宣言」を補完する国際条約を作らうとの趣旨で一九五〇年代から作成にかかり

ソ連で採用された、国内の黒人や  
ブルートリック系住民の人種差別問題をかかえる米国もこれまで調  
印、批准をしぶって来たのだが、  
人権外交。そ図れるカーター政  
府の登場で進展みて、カーター  
大統領はベオクラードで「人権」  
を主議題にした歐洲安保再検討会

規約は  
文化的規約  
(約)と「国際規約  
する規約」  
るが、A規約  
め四十六  
が調印をす  
四力団が提  
してくる。

「經濟的・社會的および  
利に關する規約」(A 規  
約)の二つに分かれ  
て、政治的権利に關  
する規約については米國を含  
む五十七カ國が批准、五十六カ國が認可  
せず、B 規約では四十  
二カ國が批准、五十六カ國が認可

准國の仲間  
日本政府  
した昨年春  
て國策商店  
が、「國策  
の入植尊重  
は」といふ  
問題を受け

は国際人権規約から認印、拙速の意見調整を入りをしてい  
を越え、すべて「をうたうこと」をやつ法務省が在日朝鮮人の

國の規約に従ふる。この個人の地位は、本邦と日本との間で、本邦は、この個人の地位を確立する。

西國人規約の  
規範とし  
てあるが、從  
来から「規  
範を尊ぶ」の  
を下回る」心  
地、しかも「  
規範を

閣田を憲のせ  
は、ほかに  
政府は規約が  
規約の内容は自  
ンベ国内法規  
論争して来た  
連の立派な代  
ためのすべて

の表題の由來出でて  
①外国人  
者の権利  
について結  
つて、  
外國人へ  
規約は「  
権利など  
らない」  
では國民

は被るを以て、その法的地位の品  
がもむじひの問題  
難が生じてこない  
の法的地位の問題を  
問題を理由にし  
人権上の問題を  
しないといふの

かまくら  
開聞

についても決  
たは加入まで

めでおらず、施術にはまだかなり時  
間た。

# 伊藤さんのこと

去る一月二七日、伊藤弘さんがガンのために、一年半にわたる闘病生活の末に亡くなつた。

金鐘甲（キム・チヨンカブ）さんの裁判をはじめ、人格権訴訟、孫振斗（ソン・ジンドウ）さんの裁判、北九州市との行政闘争などに参加したことのある人は、浴衣を着て獅子吼する伊藤さんの姿を一度は見たことがあるだろう。一昨年七月の日本国籍確認訴訟公判では、伊藤さんが（事前の打ち合わせに反して！）開廷後も唯一人断固としてゼッケンをはずさなかつたため、ついに流廷してしまつたこともまだ記憶に新しい。

私は伊藤さんを知るようになつて三年位にしかならないが、伊藤さんが亡くなる二ヶ月程前に彼の戦前の活動について系統的に聞く機会を得たので、その内容を中心にしておきたい。

伊藤弘氏は山口県豊浦出身で一九一五年生れ。高校（旧制三高）時代右翼だった彼は、大学浪人中に東京の古本屋でみつけた

英訳の資本論を読んで左翼になつたという。当時は一九三五年。今話題の袴田里見が逮捕されたのが同年三月で、一般にはその時点で戦前の共産党は壊滅したことになつている。例えば日共の「公認党史」である「日本共産黨の五〇年」は、「俺タチガツカマッタカラオシマイ」史観に貫ぬかれていて、基本的には一九三三年末の宮本頸治逮捕までの運動についてしか記されておらず、確認訴訟公判では、伊藤さんが（事前の打ち合わせに反して！）開廷後も唯一人断固としてゼッケンをはずさなかつたため、ついに流廷してしまつたこともまだ記憶に新しい。

私は伊藤さんを知るようになつて三年位にしかならないが、伊藤さんが亡くなる二ヶ月程前に彼の戦前の活動について系統的に聞く機会を得たので、その内容を中心にしておきたい。

伊藤さんは京大に入学して、そのようなグループのひとつ、春日庄次郎の指導する「共産主義者団」の活動の末端に加わることになる。「共産主義者団」は「幸福の手紙」形式で出征遺族に反戦文書を発送す

るなど、ユニークな反戦活動をしたグループである。共産主義者団は一九三八年九月に一網打尽に検挙されるが、京大の部分だけは二、三名の後継グループを残すことができた。伊藤さんはその中にいたのである。要するに彼は党再建の任務を担つた共産主義者団の、そのまた再建の任務を担う立場に立たされたわけである。彼は卒業後門司に移り、関西に残つた部分と連絡をとりつつその任務を果たそうとした。産業組合の事務員を集めて読書会を組織し、農民運動その後も春日庄次郎、神山茂夫その他が指導するいくつかのグループが党再建運動を展開した。それらのグループはコミニンテルンからの「党中央」のお墨付はなかつたが、少なくとも袴田が一人で「赤旗」のガリを切つっていた一九三四・三五年の「党中央」よりは活発な活動を展開したのである。

伊藤さんは京大に入学して、そのようなグループのひとつ、春日庄次郎の指導する「共産主義者団」の活動の末端に加わることになる。「共産主義者団」は「幸福の手紙」形式で出征遺族に反戦文書を発送す

グループは、知り得る限りでは同年二月に壊滅した神山茂夫のグループと伊藤さんらのグループだけである。伊藤さんらの運動は神山らのグループとともに「最後の最後」の「栄誉」を担つてゐるわけである。

伊藤さんの活動歴の中心はむしろ戦後にあるのだろう。しかし戦後の活動について系統的に聞く機会は永久に失なわれてしまつた。今のところ断片的に聞いたいくつかのエピソードから想像するしかない。

戦後直ちに入党した伊藤さんは、一〇年近くの間、獄中にいることのほうが多いよう状態だつたらしい。戦前の活動の中で知り合つたフジエ夫人も獄中で盲腸を患い、瀕死の状態になつてから釈放されてすぐ死亡した。日共の五〇年分裂当時、彼は党九州地方委員会の常任委員だつた。党的危機の中で、専従活動家の給料の遅配欠配が恒常化し、彼の生活もぎわめて苦しかつたといふ。その頃徳田球一派（所感派）によつて宮本顯治が九州地方委の議長として中央から追放されてきた。ある時宮本は伊藤さんにウドンを注文してくるように頼み、ボケットから「札束」を出した。「ミヤケンは百合子の印税が入るんだろうが、それにして俺に札束を見せてることないぢやねえか。俺はあれ以来ミヤケンなんか信用しねえんだ。」という話であつた。

思えば、伊藤さんが九州の共産党内の指導的な立場にいた時期は、「阪神教育事件」

の時代、即ち戦後の在日朝鮮人政策の出発点とそれに對する激しい闘争の爆発の時代であり、日共の武装闘争の最前線に多数の朝鮮人党員が立つた時代であつた。」「武装闘争の中でも多くの朝鮮人党員を指導し、結果として死なせたことすらあつたことが、ひとつ負い目として伊藤さんと金さんの運動等のかかわりの中にあつたのではない。」とは山田一男氏の感想である。今更言つてもはじまらないことではあるが、戦後のはじまらないことではあるが、戦闘等のなかで多くの朝鮮人党員を指導し、結果として死なせたことすらあつたことが、ひとつ負い目として伊藤さんと金さんの運動等のかかわりの中にあつたのではない。

その後伊藤さんが党内にあつて、どのような活動をしていたかはわからない。ともあれ六〇年代後半になつて、脱党もせず除名もされないまま彼の党籍は消滅した。主觀的には「ミヤケンが中国に行つて喧嘩したころまで」党員だつたといふが、晩年は別にマオイストではなかつた彼がどのように理由で党を離れたかは聞きもらした。

伊藤さんの戦前の同志のうちの幾人かは転向して、今では宇部興産の常務取締役をはじめとして、会社社長、大学教授などの地位を手にしている。伊藤さんは一生涯そのような地位や金と無縁なままに闘い続けた。だからこそ、韓国人朝鮮人への抜き難い差別が存在する（それは同時に日本人も自由ではないということだ！）この現実がある限り、私たちは伊藤さんに「安らかに眠つて下さい」と心から言うことはできないだろう。

藤さんと金さんのつきあいや、それに起因する問題の数々について記すのも私は適任ではないので避けることにする。

昨年夏、福岡東病院に見舞に行つた時は、

喉と腹に大きな手術跡があり、声帯も切除して声も出ない痛々しい姿だつた。それで「飯は喉にひつかかるがこれは通る。」とか言つてサイダーで割つたウイスキーを飲みながら、壁にかけた真新しい着物を指して「秋にはこれを着て金君の裁判に行くんだ」と楽しみにしていた。一一月に行つた時には血栓ができた右足を切断し、かなり気弱になつていていた。それでも、その前の金さんの裁判のとき逃げる国側代理人を裁判所の三階まで追いかけてつかまえた話を聞くと、ベッドの上で手をたたいて喜んでいた。最後まで韓日辞典を手離さず朝鮮語の勉強をしていて。

伊藤さんの戦前の同志のうちの幾人かは転向して、今では宇部興産の常務取締役をはじめとして、会社社長、大学教授などの地位を手にしている。伊藤さんは一生涯そのような地位や金と無縁なままに闘い続けた。だからこそ、韓国人朝鮮人への抜き難い差別が存在する（それは同時に日本人も自由ではないということだ！）この現実がある限り、私たちは伊藤さんに「安らかに眠つて下さい」と心から言うことはできないだろう。

（浦染入一郎）

※前号から一〇ヶ月ぶりに第四号の発行です。この裁判もはじまってからもうすぐ三年になります。今回はこの裁判に新しく興味をもたれた方のために、これまでの経過をひととおりまとめてみました。

※裁判は、原告被告双方の主張が大方出そろい、これから立証段階にはいるところです。しかし最近の福岡地裁の訴訟指揮を見ると、ほとんど立証を許さないまま強引に結審した裁判も多く、決して予断の許されない状況です。このような状況では、ある程度の法廷技術も要求され、本人訴訟では難しいことも多くなつてきました。

※金さんはあいかわらず咳やタンに悩まされており、そのために夜目が覚めることもあります。左半身のマヒと痛みも引き続いており、「もう長くないよ」等と毒づいたりしています。「孫さんの裁判が勝つたのを

テレビで見ましたよ」と、自分の裁判だけでなく、大いに関心がありといつた様子。二月には宋斗会さんも病院にやつて来て、今後の裁判のこととで意見を交換しました。

※三月六日には京都で宋斗会さんからも二人が傍聴に行って、国籍についての田中宏さんの証言を聞いて自らの問題点を整理しました。四月二日には、福岡で行なわれた「第二回在日韓国人朝鮮人の人権運動九州交流集会」に参加しました。福岡・北九州・熊本・筑豊・下関など九州山口の各地からはもとより、関西・中部地方からの参加者も得て、合計六〇名の在日韓国人と日本人、そしてドイツ人も加わって二日がかりの活発な討論を行ないました。

※毎月一回小倉教会で裁判研究会を行なっています。特に最近は参加者が少ないようです。多くの皆さんのが参加を期待しています。

#### 入管と縁を切りたい！ 1/4

発行日 1978年4月28日

発行所 金鐘甲さんの裁判をすすめる会

連絡先 〒810 福岡市西区白木一丁目一五九 吉川

〒810 福岡市中央区三橋二丁目一五 金鐘甲